令和4年度: 農を活かした健康・福祉の里づくりに向けた推進事業 「第三段階整備事業者協定締結支援及び第四段階整備 以降の実施内容具体化検討業務」

報 告 書(概 要 版)

令和5年3月

北 中 城 村

目次

第1章 計画準備	1
1-1 業務概要	3
1-1-1 令和4年度事業の概要	3
1-1-2 事業実施の目的、それにより期待される効果	4
1-2 業務フロー	4
1-3 業務実施内容	4
第2章 第一及び第二段階整備区域における事業進捗等の把握	9
2-1 令和4年度の実施概要	11
2-2 調整結果	11
第3章 第三段階整備区域の事業者選定の支援	13
3-1 第三段階整備の事業者選考方法の検討	15
3-1-1 背景	15
3-1-2 選考基準	15
3-2 第三段階整備の事業内容の精査	16
3-2-1 施設整備に係る考え方	16
3-2-2 官民役割分担表(案)	18
3-2-3 第三段階整備区域における資金計画に関する参考情報	21
第4章 事業予定者 (第一・第二・第三段階) との 事業取組みに関する調整の実施	23
4-1 令和4年度の実施概要	25
4-2 調整会議に向けた対応	25
4-3 調整結果	25
第5章 自治会役員との意見交換の実施	27
5-1 自治会役員との意見交換	29
5-1-1 荻道自治会役員との意見交換の概要	29
5-1-2 大城自治会役員との意見交換の概要	31
5-2 今後の自治会内への情報提供	32
5-2-1 各自治会への本事業説明資料の配布	32
第6章 関係者による協定締結に係る調整支援の実施	33
6-1 事業推進に係る検討体制の整理	35
6-1-1 事業推進に係る検討体制の検討	35
6-1-2 将来的なエリアマネジメント組織の組成に向けた協定書の検討	35
6-2 調整会議準備会の実施	37
6-2-1 調整会議の実施概要	37
6-2-2 調整会議準備会の実施結果	38

第7章 成果指標の設定	39
7-1 成果指標の検討	41
7-1-1 成果指標の設定に係る基本的な考え方	41
7-1-2 成果指標の検討	41
第8章 第四段階整備以降の整備内容の具体化及び 参画事業者行へのヒアリングの実施	43
8-1 第四段階整備内容の具体化	
8-1-1 前年度までの第四段階整備内容の検討状況	
8-1-2 県内外の滞在型市民農園の動向	
8-1-3 沖縄県内の市民農園開設状況	
8-1-4 農福連携・福祉農園の動向	
8-1-5 農医福連携・病院が直営する福祉農園	
8-1-6 園芸療法の事例	
8-1-7 市民農園の整備に関する法規制等	
8-1-8 第四段階整備区域の整備内容の検討	
8-1-9 市民農園の整備が可能な補助事業等	
8-1-10 第四段階整備に関する事業者等の意見聴取	
8-2 第五段階整備内容の具体化	
8-2-1 前年度までの第五段階整備内容の検討状況	
8-2-2 グランピング業界の市場動向とマーケットデータ	
8-2-3 グランピング施設整備に関する法規制等	
8-2-4 第五段階整備区域の整備内容の検討	
8-2-5 滞在型農園リゾート施設の整備が可能な補助事業等	
8-2-6 第五段階整備に関する事業者等の意見聴取	
8-3 第六段階整備内容の具体化	
8-3-1 前年度までの第六段階整備内容の検討状況	
8-3-2 第六段階整備区域の整備内容の検討	
8-3-3 「優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針」(試案)	65
8-3-4 優良田園住宅の整備に関する支援措置	
8-3-5 市街化調整区域における優良田園住宅整備事例の確認	
第9章 自治会及び村民への意見聴取の実施	79
9-1 自治会への情報発信の実施	
9-1-1 本事業概要の説明パネルの常設展示の実施	
9-2 村民への意見聴取の実施	
9-2-1 村民向け情報発信の実施	
9-2-1 村民同り情報発信の美施	
9-3 第六段階整備区域の地権者説明会の実施	
9-3-1 第六段階整備の地権者説明会の概要	
9-3-1 第八段階登備の地権有説明会の実施結果	
304 知ハ权怕雀佣の地惟日既切云の天旭陌木	11

第 10 章 本事業隣接地域関係者への意見聴取の実施	79
10-1 県営中城公園・中城村との連携に関する情報収集	81
10-1-1 県営中城公園との情報収集	81
10-1-2 中城村及び北中城村の共同まちづくりに係る情報収集	83
第 11 章 役場庁内及び関係機関との意見聴取等の実施	85
11-1 役場庁内及び関係機関との調整と意見等の反映	87
11-1-1 農業振興地域の見直しに関する関係部局調整	87
11-1-2 開発許可に関する関係部局調整	87
11-1-3 荻道・大城地区におけるまちづくり等の取組み状況に関する関係部局調整	89
第 12 章 各段階整備の進捗状況等に関する委員会の開催	91
12-1 検討委員会	93
12-1-1 検討委員会の開催概要	93
第 13 章 事業内容の住民等への説明資料及び報告書の作成	95
13-1 事業内容の住民等への説明資料の作成	97
13-1-1 事業内容の住民等への説明資料の基本的な考え方	97
13-2 報告書の作成	97
第 14 章 本事業地区全体のグランドデザインの共有及び事業者の誘導	99
14-1 本事業地区全体のグランドデザインの作成	101
14-1-1 グランドデザインの基本的な考え方	101

第1章 計画準備

1-1 業務概要

1-1-1 令和4年度事業の概要

農業を活かしつつ健康・福祉活動に資する取組みの推進として、農業・福祉・観光・健康連携による拠点施設整備の第一及び第二段階整備の着手に係る関係者調整を進めるとともに、第三段階整備の実現に向けた事業者選定を支援する。また、第四~第六段階整備に係る事業者ヒアリング等を踏まえた事業内容の精査を行い、将来的な事業実施に向けたスケジュールを更新する。さらに、良好な事業効果かつ環境に配慮した本取組みの永続的な展開を図るための事業者・地域・関係者等との境地締結を図り、令和4年度中を目処とするエリアマネジメント組織設立を官民連携のもとに進める。

令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和6年度 令和7年度 項目 2024年 第1段階整備(バイオガス発電施設・水耕栽培等) 事業者選定・用地交渉 詳細設計など 整備工事 事業実施 第2段階整備(農家レストラン・農産物直売所等) 事業者選定·用地交 詳細設計など 整備工事 事業宝裕 第3段階整備(医療・福祉・健康増進施設等) 法的制約など対応 詳細設計など 整備工事 第4段階整備(市民農園・福祉農園等) 事業者確定·事業計画策定 戊及び施設の詳細設計 施設整備(工事) 事業実施 第5段階整備(グリーンツーリズム施設) 事業者確定·事業計画策定 造成及び施設の詳細設計 施設整備(工事) 第6段階整備(優良田園住宅整備) 基本方針の制定 事業者確定・事業計画策定 造成及び詳細設計

今年度実施内容

図 1-1 本事業全体のスケジュール(案)



図 1-2 本事業範囲

1-1-2 事業実施の目的、それにより期待される効果

村民みずからが中心となり健康・予防につとめ、賑わいのある地域社会と活力に満ちた産業(農業・観光)の持続とともに地域の雇用をも生み出しながら、健康長寿・職能対策を強力に進め、耕作放棄地の解消とともに「何が起きても負けない健康で農と住の調和ある安全で安心した暮らしのできる村」の実現を達成する。

1-2 業務フロー

本業務の進め方を以下に示す。

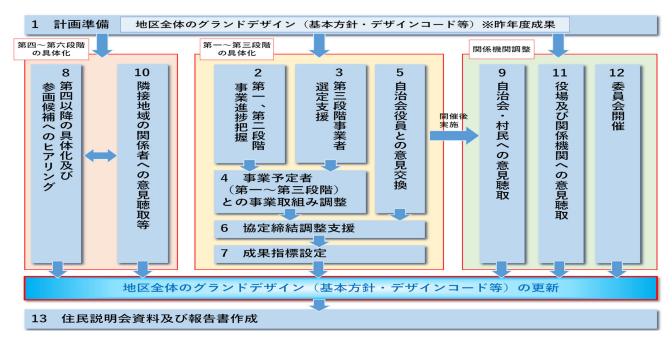


図 1-3 業務実施フロー

1-3 業務実施内容

本業務における業務実施内容は、以下に示すとおりとした。

(1)計画準備

- ・本業務を進める為、業務計画書の作成及び必要な計画準備を実施した。
- ・今年度の成果として協定締結及び成果指標の設定、地区全体のグランドデザインのとりまとめ を視野に入れた作業内容及びスケジュールをとりまとめた。

(2) 第一及び第二段階整備区域における事業進捗等の把握

・第一及び第二段階整備区域における事業進捗について、事業者への意見聴取等を実施した。また、意見聴取等で把握された事業推進に係る諸課題について整理し、対応の方向性を整理した。対応の方向性について、各事業者へ連絡・調整し、円滑な事業推進を支援した。

・今年度中の事業着手に向けた工事業者選定手続きや整備・供用に向けた事業スケジュールについて ヒアリングを実施し、地域再生推進法人として望ましい発注手続きや工程管理について助言を行った。

(3) 第三段階整備区域の事業者選定の支援

- ・第三段階整備エリアの用地を担保している企業にヒアリングを実施し、事業着手に向けた調整 を図った。なお、事業者選定に係る手続き等について、村担当部署との調整の下、対応の整 理・支援を実施した。
- ・第三段階整備への参加意向を表明された企業の事業者選定手法について、村関係課との調整の下、 手続きの具体化を図った。

(4) 事業予定者(第一・第二・第三段階)との事業取組みに関する調整の実施

- ・選定された事業予定候補者及びすでに確定している事業者と本事業に関して計画の整合性を図るための意見交換(3回程度)を村担当部署とともに実施した。本調整においては、本事業全体の工程を踏まえ、円滑な事業実施に向けた連携を支援した。なお、業務受託者は、そのための資料及び議事録の作成などを実施するとともに、委員会資料、報告書への反映なども図っていくものとする。
- ・第一~第二段階整備事業者の事業進捗や整備内容の整合性を図るため、調整会議を実施した。

(5) 自治会役員との意見交換の実施

- ・本事業区域に位置する自治会(荻道地区、大城地区)を対象に、本事業内容及び進捗、今後の 連携内容について意見交換(各1回程度)を実施した。なお、意見交換の開催方法は、各公民 館での実施を基本とし、自治会と調整の上、実施した。
- ・意見交換結果を踏まえ、各自治会における区民向けの説明資料を提供し、自治会が独自に情報発 信や意見交換を進めることを支援した。

(6) 関係者による協定締結に係る調整支援の実施

- ・本事業の円滑な事業推進に向け、第一~第三段階の各実施事業者、行政、実施エリアの自治会、事業実施エリア・事業展開に関係する地域組織・企業等による協定締結を支援した。具体的には、(1) ~ (5) における調整結果を踏まえ、過年度作成した協定書(素案)の更新を実施するとともに、関係者による会議開催を調整し、協定書の内容について協議した。
- ・第一及び第二段階整備事業者 (EM) と村は、「持続可能な地域づくりに関する推進事業連携協定」を締結しているため、本協定を基本に第三段階整備事業者や自治会、本事業に関係する地域組織・企業等の参画意向等の把握・調整を行い、協定締結を支援した。
- ・協定内容は、過年度整理した素案(協力事項、秘密保持他)を基に、調整会議や個別ヒアリングで内容調整を図り、適宜見直しを行った。

(7)成果指標の設定

- ・第一〜第三段階を受けた地域における波及効果を評価する成果指標を検討した。なお、成果指標の 検討にあたっては、事業区域のみならず周辺地域における経済循環への寄与を図る指標設定を検討 した。
- ・成果指標は、本事業実施を受けた地域への波及効果を指標化するものとし、本事業展開を担う地元 雇用創出や耕作放棄地の解消面積、第一段階整備区域におけるバイオガス発電量、第二段階整備区 域における農産物直売所での村内生産物の取扱量等について、各段階整備事業者と調整の上、設定 した。

(8) 第四段階整備以降の整備内容の具体化及び参画事業者行へのヒアリングの実施

・第四段階整備以降の事業内容について、地権者意向把握及び法規制、近隣類似事例等の収集・整理を基に内容の更新を実施した。また、各段階整備の参画事業者候補を抽出し、本事業への参画意向や事業実施にあたっての条件等についてヒアリング(各段階整備区域で3社程度)を実施した。各段階整備の事業内容にヒアリング結果を反映するとともに、事業スケジュールの更新を実施した。当該地区西側を令和4年度に農振除外を予定しているので、除外後に開発圧が高まる可能性が高いため、除外後にスムーズに計画が実行できるよう、前倒しが必要な場合は、地区計画等の素案もしくは原案に活用可能なまちづくりルールを検討した。

■第四段階整備

- ・第四段階整備は、昨年度検討において実施内容を市民農園・福祉農園・滞在型市民農園及び自己活用農園に更新した。本地区は、医療・福祉施設の立地が想定される第三段階整備区域に連坦する地区であるため、第三段階整備事業者と実施内容について協議し、医療・福祉施設利用者によるリハビリ利用等も視野に入れた実施内容の具体化を図った。
- ・県内の滞在型市民農園の動向や園芸療法の実践事例を収集し、整備内容や必要機能・規模等をとりまとめた。

■第五段階整備

- ・第五段階整備は、昨年度検討において実施内容として、滞在型農園リゾート体験施設(グランピング施設)に更新した。なお、第二段階整備区域の整備内容(農産物直売所、農家レストラン、体験農園等)を踏まえ、本事業区域におけるグリーンツーリズムをけん引する施設として望ましい機能(体験機能、宿泊機能等)について更新を図った。
- ・近年のキャンプブーム(高付加価値キャンプ場整備やデイキャンプ普及等)対応や農業体験等のアクティビティと連携した宿泊プランを提供している先進事例を収集し、整備内容や必要機能・規模等をとりまとめた。

■第六段階整備

・第六段階整備は、西側地区と東側地区からなり、優良田園住宅制度を活用した住宅整備に更新 した。なお、本事業区域における農業振興地域の見直し取組みを見据え、両地区では実施内容 を分けた検討を進めた。特に、見直しにあたり早期に方向性を整理する必要がある西側地区に ついて優先的に進めた。

- ・西側地区は、優良田園住宅制度を活用した住宅整備※を基本とし、制度活用に向けた「優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針」のとりまとめを進めた。また、県外事例へのヒアリングを実施し、参画意向や条件(優良田園住宅建設計画立案支援等)を把握した。
 - ※本地区では、田園通勤型(立地特性を踏まえ、職住近接の都心生活と週末における田園生活 を両立)を基本にニーズ把握を実施
- ・東側地区は、中長期的なまちづくりを想定し、連坦する自治会(大城地区、荻道地区)の地域 づくりの方向性を踏まえた住宅地整備のあり方を整理した。また、県外事例へのヒアリングを 実施し、整備内容について更新した。

(9) 自治会及び村民への意見聴取の実施

- ・本事業地区における自治会(荻道地区、大城地区)及び村民への意見聴取を実施した。なお、各主 体に対する意見聴取は、以下の方法を基本に検討した。
 - ※自治会:本事業区域に該当する自治会(荻道地区及び大城地区)を対象に、各公民館における オープンハウス方式による意見聴取の実施
 - ※村 民:村ホームページ及び村広報誌での周知・意見収集や役場内でのビデオ等を活用した パネル展示形式の実施
- ・昨年度までの本村での業務実績、関係企業・住民と積み上げた関係性、多くの合意形成の実績を生かし、円滑な説明会・委員会の開催を行った。
- ・昨年度公表であった「オープンハウス形式」により、村役場入口などで、わかりやすい事業説明の 周知を行った。
- ・ビジュアル化されたショートムービー等により、先進的なイメージを与え、直感的に事業内容を理解できる事業説明を実施した。

(10) 本事業隣接地域関係者への意見聴取の実施

- ・本事業区域の隣接地域における関係者への意見聴取(各1回程度)を実施した。なお、意見聴取を 実施する関係者は、県営中城公園、中城村とした。関係者との調整の方向性は、以下の観点から整 理した。
 - ※県営中城公園:本事業区域と連携した集客及び施設利用向上に資する取組み(パークゴルフ場の検討他)
 - ※中城村:中城ダムの環境保全と活用及び連携可能な取組み
- ・県中城城址公園(集客及び施設利用向上)、中城村(中城ダムの環境保全と活用について)との連携についての意見交換(ヒアリングによる対応でも可)を行い、連携のあり方などについても検討を図っていく。

(11) 役場庁内及び関係機関との意見聴取等の実施

・委員会開催前に庁内の関係課との調整を図り、本取組みの実現に向けた方向性及び課題を取りまとめた。なお、調整を実施する関係課の候補は、農林水産課、健康保険課、上下水道課、福祉課、住民生活課、企画振興課、建設課、生涯学習課とする。また、県の関係部署(特に農政経済課、都市モノレール課、建設指導課、企画調整課)に対して調整(相談、助言など)を実施する。なお、本調整は、村担当部署同席の下実施した。

(12) 各段階整備の進捗状況等に関する委員会の開催

・前年度(令和3年度)業務内で設置した委員会(委員メンバー含む)を本業務でも活用し、各 段階整備の進捗状況等を踏まえた今後の取組みないよう等について、委員会を開催(1回程 度)した。

(13) 事業内容の住民等への説明資料及び報告書の作成

- ・前項までの検討結果を踏まえ、事業内容の住民等への説明資料及び報告書を作成する。
- ・実施した(1)~(12)までの結果を報告書として取りまとめる。

(14) 本事業地区全体のグランドデザインの共有及び事業者の誘導

- ・本事業個所は世界遺産中城城跡があることから、古城周辺地区協定、景観条例等が制定されている。 それらを踏まえた地区全体のグランドデザインを更新し事業者を誘導した。
- ・各段階整備事業者との調整時において、当該地区における方向性・グランドデザインについて周知 し、整備内容や形態等の配慮点等について調整を行った。
- ・上記成果を踏まえ、地域まちづくりの指針となるグランドデザインとしてとりまとめた。

第2章 第一及び第二段階整備区域における事業進捗等 の把握

2-1 令和4年度の実施概要

第一及び第二段階整備区域における事業進捗等の把握のため、第一及び第二段階整備事業者と調整を実施した。コロナウイルス感染症拡大状況を踏まえ、都度実施方法を調整の上、意見交換を行った。 各調整の実施概要を以下に示す。

表 2-1 第一及び第二段階整備事業者との調整概要

	実施時期	調整項目
第1回	令和4年9月30日(金)	・工事業者選定に係る取組み
		・各種スケジュール等
第2回	令和5年1月12日(木)	・第一段階整備の進捗
		・第二段階整備のスケジュール等
第3回	令和5年1月23日(月)	・第一段階整備の進捗 (開発許可
		等の対応状況)
		・沖縄三育小学校との調整事項

2-2 調整結果

第一段階整備事業者との調整結果の概要を以下に示す。

<第1回調整>

- ・ 令和 4 年度における施設配置等の検討状況について確認した。
- ・現在、設計及び工事事業者の選定に向けた実施要項等の作成を進めていることを確認した。
- ・第一段階整備事業の設計及び工事事業者の選定に係る各種書類(要領、特記仕様書、様式一式、参考資料)について指摘を提出した。
- ・第一段階整備事業の設計及び工事事業者の選定のスケジュールとして、10月中の質問及び提案書の書類審査、11月1日の審査会議等の実施予定を確認した。
- ・上記にあわせた年内の作業工程案を共有した。次回調整の際に第二段階整備の事業スケジュールを調整することを確認した。

<第2回調整>

- ・現地測量及び擁壁等の造成関連の検討状況、施設設計の対応状況について確認した。
- ・測量結果を踏まえた敷地北側の擁壁整備内容は、関係者調整の上決定した旨確認した。
- ・各検討成果について、プレゼンテーション資料としてとりまとめていることを確認した。一般の方にも分かりやすい資料とするため、動画も作成していることを確認した。
- ・上記内容について、各自治会へ説明することについて協議し、実施に向けた日程等について 調整することを確認した。
- ・第二段階整備については、令和8年度事業開始に向け、令和5年度中に実施計画をとりまと めることを確認した。また、現在事業実施に向けた補助メニュー活用に向けた調整を進めて おり、令和4年度中に概ねの方向性をまとめることを確認した。

・第一段階整備区域に係る開発許可関連の取組みについて、1月16日の現地確認の際の論点について確認した。

<第3回調整>

- ・1月16日の現地確認を踏まえた、今後の対応状況を確認した。
- ・第一段階整備区域の実施に係る沖縄三育小学校との調整事項を確認した。具体的には、農業振 興地域の除外手続きに係る地権者対応事項及び事業実施に係る追加用地の調整内容である。
- ・2月実施予定の各自治会への説明内容及び役割分担について確認した。

第3章 第三段階整備区域の事業者選定の支援

3-1 第三段階整備の事業者選考方法の検討

3-1-1 背景

第三段階整備区域は、以下の方針が示されている。

・医食同源の核となる医療・福祉施設の整備を実施し、医療・福祉施設拠点として活用する。第一段階整備におけるバイオガス発電施設からの非常時電源供給を受けるため、第 一段階整備区域に隣接した土地に整備を行う。

現在第三段階整備区域に仮登記している村内病院が施設老朽化を背景に建替・移転を検討しているなど自己活用の意向を示している。

3-1-2 選考基準

本事業に係る事業協力者の選考の流れを以下に示す。これまでの第一及び二段階整備の異なり、 第三段階整備区域の地権者は、本事業主旨に沿った施設整備等を行う自己活用の意向を示している ことから、地権者による事業実施内容の妥当性について審査する方式を提案した。

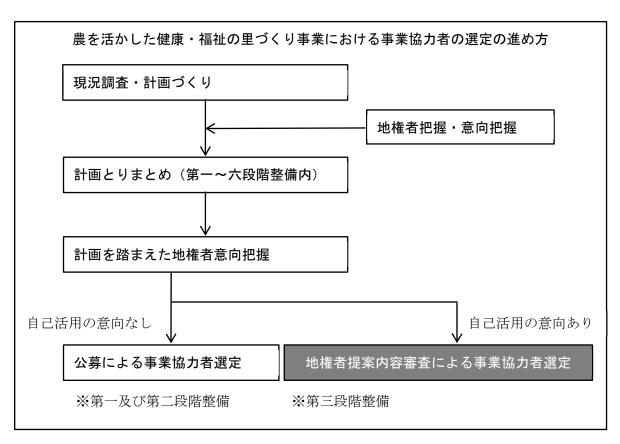


図 3-1 第三段階整備の選考方法の検討フロー

3-2 第三段階整備の事業内容の精査

3-2-1 施設整備に係る考え方

第三段階整備事業者は、本事業を実施するにあたって、事業者は関連する最新版の各種法令(施行令及び施行規則等を含む)、条例、規則、要綱等を的確に把握し遵守する必要がある。

また、各種基準・指針等についても本業務の要求水準に照らし、準備する必要がある。

(1) インフラ関係について

①給水計画

- ・敷地内への水道供給は、本管より引き込みを見込む。
- ・消防水利施設については、「開発行為の技術基準」を踏まえ、「開発事業に基づく消防水利施設に関する取扱基準」より設置を図る。

②給水計画

・敷地内の雨水排水は、北中城村と事業者が協議のうえ、下流水路の改修等についても検討する。

③汚水排水計画

・敷地内の汚水排水は、下水道処理区域外であるため浄化槽の設置を見込む。また、浄化槽の 規模は、災害時の避難所機能を踏まえ検討する。

④ガス計画

・ガスについては、都市ガス未整備地域であり、プロパンガスの採用を見込む。

⑤電力計画

・電力については、計画地近傍の既存施設と同様、既設送電線からの供給を見込む。また災害 時の避難所に必要な電力を確保するため、発電機の導入を検討する。

⑥情報通信計画

・情報通信については、通信事業者による供給を見込む。

(2)景観形成について

北中城村景観計画において「荻道・大城地区」では、以下のような景観形成の方針及び基準が示されているので、この基準に沿うものとする。

表 3-1 荻道・大城地区における景観計画の基準例

項目	基準例
高さ	● 3 階以下かつ 12m以内とします。
配置・規模	○伝統的集落のもつスージの良好な景観や雰囲気を維持するとともに、既
	存の石垣・屋敷林を保護する観点から、下記4、5にある通り、民有地
	における屋敷林や生垣などを積極的に推奨します。
形態意匠	●建築物の壁面の色は、淡い色を基調として、周囲の景観を損なわないも
色彩	のとします。
	○農地や未利用地における、家庭用以外の大規模な太陽光パネルは原則と
	して設置しないものとします。また、家庭用の太陽光パネルを設置する
	場合は、周辺の景観との調和や中城城跡からの見え方に配慮するととも
	に、道路や公園などの公共の場所から目立たないよう配置などを工夫し
43 II.	ます。 ○ 1
緑化	○フクギの屋敷林は、出来る限り保全します。
垣、柵	○四季を彩る花木による緑化を行います。
坦、柵	●屋敷囲いは生垣、鉄棚等とします。 ●高さは、敷地面より 1.5m以下とします。
	●問さは、敷地面より 1.5m以下としまり。 ●柵としてコンクリートブロック等を設置する場合には、高さを 1m以下
	●柵としてコングケードプロググ等を放置する場合には、同さを IIII以下 とします。
 素材	●建築物の屋根は、出来る限り琉球瓦を用いるよう努めます。
開発行為	●自動販売機等の屋外への設置は、出来る限り控えます。設置する場合は
その他	木目調などの地味な外装のものを用いるか、あるいは、目立たないよう
	周囲を木枠で囲んで設置します。
	●未利用地、遊休農地、廃屋等を放置することにより、家並みが荒れたイ
	メージとならないよう配慮します。
	●沿道の未利用地、遊休農地、廃屋等の目につきやすい場所に、廃車、廃
	材や粗大ゴミ等を放置しないようにします。
	○県道 146 号線は、歩道と花壇を一体的に利用し、花木や彫刻により彩り
	ある道路空間を演出します。
	○墓地については、公共の場から視認できないような配置とするか、また
	は周辺を緑化します。
屋外広告物	●広告塔、広告板(ネオン等も含む)は、次に掲げる要件に該当するもの
	としますが、設置は出来る限り自粛することとします。
	i. 自己の用に供するもの、屋根及び道路に突出しないもの
	ii. 広告板は幅 1.2m、長さ 5m以内のもの
	iii. 広告塔は幅 1.2m、高さ 5m以内のもの iv. 看板等の素材は、集落景観との調和に配慮し、出来る限り木などの
	Ⅳ. 有板等の素材は、集落京観との調和に配慮し、出来る限り不などの 自然素材を使用する。また、色については、無彩色または茶系統を
	日然素材を使用する。また、色については、無彩色または余糸梳を 原則とする。
	<i> </i> 水丸 くりる。

●:古城周辺地区景観協定に関連する基準:北中城村景観計画における基準

出典:北中城村景観計画~景観形成ガイドライン~ 平成 29 年 3 月 北中城村

3-2-2 官民役割分担表 (案)

本取組みに係る公共及び事業者の役割分担に関する基本的な考え方を以下に示す。

表 3-2 官民役割分担表 (案)

	分 担		
	選定事業者	村	
法令等手続き	農振農用地除外		•
	開発行為の許可等	•	
設計及び	各種調査(測量調査、動植物調査等)	•	
工事監理業務	造成、配置計画	•	
	医療・福祉施設 建築基本設計 (設備含む)	•	
	医療・福祉施設 建築実施設計(設備含む)	•	
	基盤等整備基本設計(整地、外構、駐車場、排水、植栽		
	等)		
基盤等整備実施設計(整地、外構、駐車場、排水、植栽			
	等)		
	医療・福祉施設、基盤等整備の工事監理	•	
建設業務	各種申請 (建築確認申請等)	•	
	基盤等整備工事(整地、外構、排水の一部、植栽等)	•	
医療・福祉施設建築工事(設備含む)		•	
	医療・福祉施設 什器、備品等調達設置	•	
医療・福祉施設	★ 維持管理業務 ● ●		
医療・福祉施設	運営業務	•	

本リスク分担表は、各項目に示した想定されるリスクの分担について、村の基本的な考え方を示す ものである。

表 3-3 リスク分担表(案)

リスクの種類			リスク負	リスク負担	
		リスクの内容	選定事業者	` 村	
共	募集要項リスク	募集要項等の誤り、内容変更に関するもの		•	
通		事業提案書等民間事業者が提案した内容の誤			
		り、内容の変更に関するもの	•		
	契約リスク	村の責に帰すべき事由による契約締結遅延・中止		•	
		選定事業者の責に帰すべき事由による契約締			
		結遅延・中止	•		
		議会の承認が得られないことによる契約締結			
		遅延・中止			
	法制度リスク	本事業のみ又は主に本事業に影響を及ぼす法			
		令変更、新設			
		上記以外の一般的な法令変更、新設	•		
	税制度リスク	消費税制度の変更※1		•	
		上記以外の税制度の新設・変更	•		
	許認可リスク	村が取得すべき許認可の遅延		•	
		民間事業者が取得すべき許認可の遅延	•		
	住民問題リスク	村の提示条件に対する住民反対運動・要望・			
		訴訟等		•	
		民間事業者の事業実施方法等、民間事業者が			
		責任を負う業務内容に対する 住民 反対運	•		
		動・要望・訴訟等			
	環境問題リスク	民間事業者の業務に起因する有害物質の排			
		出・漏洩、水枯れ、騒音、振動、大気汚染、	•		
		水質汚濁、光・臭気等			
	第三者賠償リスク	村の責に帰すべき事由により第三者に損害を			
		与えた場合			
		民間事業者の責に帰すべき事由により第三者			
		に損害を与えた場合			
	不可抗力リスク	不可抗力(地震・風水害等の自然災害、又は			
		戦争・暴動等の人為的な事象であって村及び			
		民間事業者双方の責に帰すべからざる事由)	•		
		による事業中止、事業休止、損害、増加費用			
		等			
	資金調達リスク	村が確保すべき必要な資金の調達ができない	% 1		
		場合	*1		
		民間事業者が確保すべき必要な資金(各種補			
		助金等) の調達ができない場合	_		
	債務不履行リスク	村の債務不履行		•	
		民間事業者の債務不履行	•		
	金利変動リスク	市場金利変動による追加費用等	•		
	物価変動リスク	物価変動による追加費用等	•		

表 3-4 リスク分担表(案)

リスカの毛料		U.7. A. の中容	リスク負担	
	リスクの種類	リスクの内容	選定事業者	村
設	測量調査リスク	村が実施した測量の不備		•
設計		民間事業者が実施した測量・調査の不備	•	
段階	設計リスク	村の提示条件、指示の不備		•
民間事業者が実施した設計の不備		民間事業者が実施した設計の不備	•	
	計画設計変更リスク	更リスク 村の要望による大幅な計画・設計変更等		•
建 用地の瑕疵リスク 事業用地に土壌汚染、地中障害物等が発見		事業用地に土壌汚染、地中障害物等が発見さ		% 0
設		れた場合		※ 2
	工事費増大リスク	村の指示、村の責に帰すべき事由による工事		
	費の増大			
	民間事業者の責に帰すべき事由による工事費			
の増大		•		

※北中城村が負担すべき費用については、予算成立の採択を得た後の契約を条件としています。

予算の成立状況によっては提案内容を変更すること、又は契約しないことがあり、提案内容の変 更および契約しない場合に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとします。

北中城村は、事業者と事業契約の締結後、資金を調達できない場合に限り、責任を負うものとします。

※通常発見することが可能な瑕疵と認められるものについては、民間事業者のリスクとします。

3-2-3 第三段階整備区域における資金計画に関する参考情報

(1) 地域再生推進法人を要件とした補助メニュー

項目	概要
官民連携まちなか再生推進事業の活用	都市再生推進法人は、まちづくり活動に取り組む者に対するワークショップの開催等の普及啓発事業を行う場合、事業費の補助を受けることができる。 都市再生推進法人は、エリアブラットフォームの構成員となってまちづくり活動の社会実験等(道路上でのオーブンカフェの設置や低未利用地を活用した休憩スペースの創出等)を行う場合、その実施費用の補助を受けることができる。
都市安全確保促進事業の活用	都市再生推進法人は、都市再生緊急整備地域における都市安全確保計画又は主要駅周辺等におけるエリア防災計画の素案の作成を行う場合、作成費の補助を受けることができる。
都市・地域交通戦略推進事業の活用	都市再生推進法人は、都市・地域総合交通戦略や立地適正化計画等に基づき、歩道、駐車場、自由通路等を整備する事業を行う場合、事業費の補助を受けることができる。
都市再開発支援事業の活用	都市再生推進法人は、エリアマネジメント活動を行う組織体制の構築、エリアのプロモーション活動の実施など、市街地再開発事業完了後の持続的なエリア価値向上のためのまちづくり活動を行う場合、活動費の補助を受けることができる。
都市環境維持・改善事業資金 (エリアマネジメント融資) の活用	都市再生推進法人(一般社団法人・一般財団法人又は地方公共団体から1/4以上の出資を受けている第3セクター法人に限る。)は、地域住民や来訪者のための交流施設の整備、空き地・空き店舗の活用など、エリアマネジメントを目的とする事業を行う場合、無利子貸付を受けることができる。
まちづくりファンド支援事業(民都 機構による支援)の活用	都市再生推進法人は、クラウドファンディングを活用して行われる住民等によるまちづくり事業に対して助成等を行う「まちづくりファンド(クラウドファンディング活用型)」を組成する場合、民間都市開発推進機構による資金拠出を受けることができる。
交流・滞在空間の充実化に対する 金融支援(民都機構による支援)の 活用	都市再生推進法人は、ベンチの設置や植栽等(カフェ等も併せて整備)により交流・滞在空間を充実化する 事業を行う場合、民間都市開発推進機構による低利貸付を受けることができる。

出典:都市再生推進法人が活用できる制度 (mlit.go.jp)

特定地域再生計画推進事業

地方公共団体、公共的団体、NPO・一般社団法人等のうち地域再生推進法人として指定された者が、地域再生計画に記載された特定政策課題の解決に資する事業を実施する場合に補助金を交付します。

〇対 象:地方公共団体、地域再生推進法人 等

○補助率: 1/2

<補助対象例>

●複数施設の統合化

●既存遊休施設の改修

- ●コミュニティバスの購入
- ●長期型専門家派遣●高齢者・女性の就業支援●複業化、マルチ人材育成支援
- ●エネルギー・マネジメント、資源リサイクル等人材の育成支援

等

※他の国庫補助の対象となるものについては補助の対象になりません。

出典:特定地域再生制度について (chisou.go.jp)

【参考】集落地域における「小さな拠点」づくりに係る国の関連施策一覧① (平成25年3月末現在)

総合的な施策等

国土交通省資料をもとに厚生労働省地域福祉課作成

施策名	所管府省	施策の概要
集落地域における「小さな拠点」 形成推進費	国土交通省国土政 策局総合計画課	買い物や医療・福祉等の生活サービスや地域活動を集めた「小さな拠点」の形成とアクセス手段の確保を図ることにより、持続可能な集落地域づくりを推進する (対象者:複数の集落が集まる地域)
特定地域再生事業費補助金	内閣府地域活性化 推進室	先駆的・分野横断的な取組みに対して、①特定地域再生計画策定事業、②特定地域再生計画推進事業により、地域再生計画の策定や事業実施を支援するもの。 (対象者:①は地方公共団体、②は地方公共団体、地域再生推進法人等)

出典:11 参考資料(安心生活基盤構築事業)(mhlw.go.jp)

第4章 事業予定者(第一・第二・第三段階)との事業取組みに関する調整の実施

4-1 令和4年度の実施概要

事業予定者との事業進捗に関する調整は、事業進捗会議において把握・調整を行った。 各調整の実施概要を以下に示す。

表 4-1 第一及び第二段階整備事業に係る調整会議

	実施時期	調整項目
第1回	令和 4 年 12 月	①土地設計関係について報告
	15 日 (木)	②建築設計関係、1~3月の工事予定、詳細見積もりについて報告
		③進捗及び情報共有
		④その他確認事項等
第2回	令和5年2月	①情報の取扱いについて
	16日 (木)	②第一段階の施設名称(仮称)について
		③土地整理関係についての進捗報告
		④開発許可申請関係の進捗報告
		⑤設計関係について報告
		⑥工期スケジュールの進捗報告
第3回	令和5年3月	①新年度からの全体的なスケジュールの報告
	16 日 (水)	②開発許可関係及び建築設計関係、工程表の進捗について報告

4-2 調整会議に向けた対応

第一及び第二段階整備事業者との調整に向けた検討として実施した事項を以下に示す。

表 4-2 第一及び第二段階整備事業に係る調整会議

	検討事項
第1回	・開発許可の進め方に関する整理
第3回	・事業区域における井戸水の利用に係る規制の有無

4-3 調整結果

第一及び第二段階整備事業者との調整結果の概要を以下に示す。

<第1回調整>

○土地設計関係について報告について

中:擁壁関連の設計結果について確認した。安全面の確保に配慮し、標準勾配以上の値を採用 $(1:1.2 \rightarrow 1:2.0)$ した設計としている。

EM:上記を受けた借地範囲の増加については、地権者と調整を進めている。

中:のり面の緑化等については、今後現地確認を進め調整する。

○建築設計関係、1~3月の工事予定、詳細見積もりについて報告

門:第一段階整備に係る開発行為の有無について確認を進めている。

門:今後、村建設課とも調整の上、県建築指導課と協議になる見通しである。

<第2回調整>

○情報の取扱いについて

EM:設計及び施工等を実施する会社は、事業実施に際して対外的な説明を実施する際には、外部に情報を出す際は EM 及び村に確認して出すこと。

○第一段階の施設名称(仮称)について

EM: 今後、施設の名称を統一する。「バイオガス発電施設」は、「ビオサイクルセンター」とする。

○土地整理関係についての進捗報告

EM:土地整理関係は2月15日に農地転用申請の書類を村役場へ提出済みである。県から許可がでたら、転用が可能となる。

○開発許可申請関係の進捗報告

門:2月17日の県中部土木事務所との打合せで開発許可関係の方向性が決定する見通し。結果は追って共有する。

○設計関係について報告

門:プラントなどの建物高さなどを確定させた後、建屋の構造を決定していく予定である。

〇工事スケジュールの進捗報告

福:工事スケジュールは、2月17日の県中部土木事務所との打合せの結果次第である。許可不要だった場合、申請後約3カ月後頃から着工できる見通しである。開発許可申請が必要になった場合、事前協議、申請対応が発生するため、着工までに8カ月程かかる可能性がある。

奈:施設整備に際して建築基準法や地域条例などでどのような規制があるか。

福:景観条例による高さ制限がある。

奈:予定地での地下水の利用制限はあるか。

村:確認して、次回報告する。

0:2月10日に荻道自治会へ第一段階事業の説明会を実施した。事業内容が具体化され、自治会の方にも興味を持っていただけた。同内容の説明会を大城自治会でも説明を予定しているので実施に際しては協力を依頼する。

<第3回調整>

○新年度以降のスケジュールについて

EM: 現在は、令和4年度の各種申請を実施中である。詳細設計は、令和5年6月までに終わらせる予定で、令和5年度の夏から造成工事に着手する予定である。新潟県で組める機器は令和5年5月頃からはじめ、搬入は建屋建築に合わせて搬入する(令和6年2~3月頃))。建屋は、来年令和5年度中に出来上がる。令和6年に建屋内の工事を行う予定である。令和6年度夏以降にプラントの工事が終わり次第試運転を開始する。令和7年度に運用開始のスケジュールとなっている。

○今後の参加者について

EM: 今後、詳細設計も始まるため、参加者に沖縄プラントシステム様及び開成様などのプラント施工者も参加を予定している。

○開発許可申請関係の進捗報告について

門:開発許可申請の書類を準備しており、開発不要申請は3月末~4月初旬に県中部土木へ提出 予定。

○設計関係について報告及び工期スケジュールの進捗報告

門:申請に合わせて基本・実施設計を進めている。

福:造成設計はほぼ終わっている。開発許可不要の許可がおりても間に合う見通し。

村:井戸水について、県や村としても利用について規制がないが、散水で使用する際には、近隣の水源が枯れないように気をつけて使用して欲しい。

〇その他・スケジュール

0:3月17日に本事業の検討委員会を開催予定である。EM研究機構にはオブザーバーとして参加いただく予定。本委員会では第三段階整備の事業者選定を行う予定。

村:第三段階整備事業者の一次審査は村が実施。村業務の委員会で二次審査を行う予定。

第5章 自治会役員との意見交換の実施

5-1 自治会役員との意見交換

5-1-1 荻道自治会役員との意見交換の概要

本事業概要及び第一段階整備の進捗状況等について自治会主要メンバーと意見交換を行った。 意見交換結果を以下に示す。

<荻道自治会(8名):令和5年2月10日実施>

- ・(荻) 第一及び第二段階整備では、それぞれの用地で駐車場を整備するのか。
 - → (EM) 整備する。
- ・(荻) 第三段階整備区域の事業者は、決まっているのか。
 - → (村) 現在、選考を進めている。今年度中には決定の見通しである。
- ・(荻)沖縄三育小学校の児童と連携した取組みの話はあったが、地域の子供も参加できるような取組みはできないか。
 - → (EM) 可能である。例えば、地域で別の場所で畑を借りている方が第一段階整備区域の農地に移り、生産した農作物を第二段階整備区域の農産物直売所で売るような流れが出来ればと考えている。
- ・(荻) 第二段階整備区域には、レストランを整備するのか。
 - → (EM) 整備予定である。北中城村内の飲食店がキッチンカーや屋台等で出店してもらえる ような仕組みづくりを検討予定である。
- ・(荻) 第一段階整備区域の建物は、スケルトンなのか。
 - → (EM) 本施設は日本初の取組みになると思われる。そのため、施設見学が多くなることを 想定した施設整備を予定している。屋根部は、沖縄県の日射の影響を踏まえ、遮光 対策をする予定である。
- ・(荻) 地域の生ごみを収集するとのことだが、ごみ運搬に対する安全対策はどのようなことを するのか。
- → (EM) 建屋での臭気対策を計画している。また、施設整備に際して地域の景観にも配慮する。
- ・(荻) 収集する生ごみは、どこから収集するのか。
 - → (EM) 収集先として想定しているのは、イオンモール沖縄ライカム、村内ホテル、給食センター、若 松病院等の大規模な施設で一定程度ごみが発生しそうな施設である。
- (荻)発電設備のメンテナンスは、どの会社が実施するのか。
 - → (EM) 発電設備の設計等を対応いただいた新潟県の会社を想定している。
- ・(荻) 現地を見学することは可能か。
- → (EM) 可能である。本年夏頃には現場事務所を整備予定であるため、現地の状況等で興味があればぜひ訪問してほしい。
- ・(村) 今後、第六段階整備区域の地権者を対象とした説明会を実施する予定である。
- ・(荻) 第六段階整備区域は、土地区画整理事業をやるのか。
 - → (村) 地権者意向の把握や整備事業者を選定して対応予定である。選定された事業者との 調整になるが土地区画整理事業以外の方法での実施になると思われる。
- ・(荻) 中城公園との連携として、実施が想定されていることはあるか。

- → (村) 本事業に関する検討委員会にオブザーバーとして参加いただくなど、連携体制は構築出来ている。中城公園の整備計画もあるので、定期的な状況把握は継続する予定である。
- ・(荻) 本事業区域の前面道路の整備予定を教えてほしい。
 - → (村) 中城公園の入口までは土地取得含め進めている。そこから荻道・大城地区までの区間については、今後詳細な設計を行う予定である。
- ・(荻) 本事業区域が整備された後は、荻道地区から本事業区域へのアクセスが想定されるため、移動手段やバリアフリー対応を検討いただきたい。
- ・(荻) 今後も区民向けに情報提供をしたいので、説明資料のデータを提供いただきたい。
 - → (村・EM) 了解した。



図 5-1 自治会役員説明会実施風景

5-1-2 大城自治会役員との意見交換の概要

本事業概要及び第一段階整備の進捗状況等について自治会主要メンバーと意見交換を行った。意見交換結果を以下に示す。

<大城自治会(9名):令和5年2月22日>

- ・(大) 第一段階整備区域で発電された電気の供給範囲はどこまでか。
 - → (EM) まずは第一段階整備区域内での利用を予定している。将来的には、受け入れるごみ の量により、供給範囲を拡大できればと考えている。
- ・(大)事業用地の確保は完了しているのか。
 - → (EM) 第一段階整備区域は完了している。第二段階整備区域は現在村を通じて地権者と調整中である。
- ・(大) 第二段階整備区域の建屋がスケルトンとのことだが、どのような素材なのか。
 - → (EM) 農業ハウス等で活用されている厚手の素材である。
- ・(大) 各段階整備が進むと人が集まるようになるが、前面道路の改修はどのようになっている のか。
- → (村) 現在村道については、中城公園の入口までは実施設計が終わり、詳細設計を進めているところである。入口から大城・荻道地区までの区間は、今後基本設計を行う予定である。
- ・(大) 生ごみの運搬等については、通勤・通学時間をさけた時間帯で対応をお願いしたい。
 - → (EM) 検討する。
- ・(大)中村家住宅側から本事業区域へのアクセス路の整備は村に要望したい。
 - → (村)メインアクセスになると認識しているので、所管課に要望として伝える。



図 5-2 自治会役員説明会実施風景

5-2 今後の自治会内への情報提供

5-2-1 各自治会への本事業説明資料の配布

各自治会役員への説明の結果、本事業に関する理解を得るとともに、今後、自治会メンバーへの 説明に際しては、自治会の会合等を利用して区長から定期的な説明実施を行うことを合意した。そ のため、第13章で作成した本事業概要及び第一段階整備の進捗状況等に関する資料及びデータにつ いて自治会長へ提供し、活用いただいている。



図 5-3 事業内容の住民等への説明資料

第6章 関係者による協定締結に係る調整支援の実施

6-1 事業推進に係る検討体制の整理

6-1-1 事業推進に係る検討体制の検討

第一〜第三段階整備事業者の選定により、今後具体的な事業に向けた調整が活発化することが想定される。その中で、本事業の主旨である村民自ら取組むことや事業を円滑に進めるための調整機能を有した組織の組成に向け、望ましい検討体制について検討した。

望ましい検討体制(案)を以下に示す。

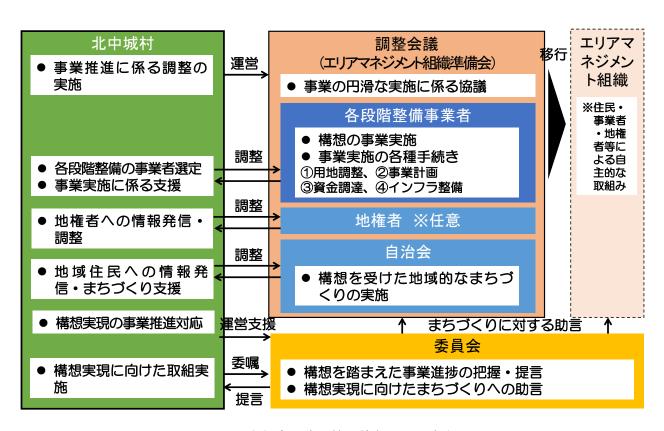


図 6-1 次年度以降の検討体制(たたき台)

6-1-2 将来的なエリアマネジメント組織の組成に向けた協定書の検討

本事業では、村民自ら取り組むことを目標としていることから、本事業の推進において関係者で協議していくための基本的な事項を定めることを想定した協定書(素案)を作成した。

具体的な協定書内容については、次頁に示す。

農を活かした健康・福祉の里づくりに向けた推進事業の実現に向けた協定書(素案) 「農を活かした健康・環境・耕作・教育・研究・観光・絆づくり(7K)への取組み」

北中城村(以下「甲」という。)と事業に関係する主たる者(以下「乙1・2」という。)ならびに地域の自治会(以下「丙1・2」という。)とは、健康・環境・耕作・教育・研究・観光・絆(地域活性化)に関する7分野について相互の連携を強化し、農を活かしたより良い地域構築に向けて一層の推進を図るため、以下のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙1・2、丙1・2(以下「受領者」という。)が相互連携と協働による活動を推進し、お互いの資源を有効に活用することにより、甲の取組んでいる地域農業の新たな展開(水耕栽培・次世代型施設園芸等)となるスマート農業の構築、再生資源化と良好な環境の形成、農を活かすことで村の産業振興・村民の健康と生活向上に寄与する地域活性化・再生推進を図ることを目的とする。

(協力事項等)

- 第2条 受領者は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、村の 地域再生計画に基づく次の各号に定める事項について、相互に連携して取り組むことに努め るものとする。
 - (1) 地域農業の新たな展開(水耕栽培・次世代型施設園芸等)となるスマート農業の検討・モデル構築・推進などに関する事項
 - (2) 資源の再生利用、環境への配慮、分散型エネルギー活用、食の循環型取組み、グリーン ツーリズム・農観連携などに関する事項
 - (3) 医食同源にもとづく健康・福祉と食に関する事項(栄養学・医学を含めた健康づくりの農家レストランなど)
 - (4) 地域住民の生活向上及び絆づくりに資する事項(福祉農園、市民農園、体験・観光農園、直売所・交流センターなど)
 - (5) その他、受領者で合意した取組に関係する事項
- 2 受領者は、第1条に定める目的の達成に向けた前項各号に定める事項にかかる相互の連携の検討にあたり、他のものを排除することなく、法令の範囲内において、甲及び丙1・2においては地域住民、地元企業及びその他関係者の、乙1・2においてはグループ企業及び事業提携先、それぞれが有する情報資産及び人的資源の活用に努めるものとする。なお、受領者は、本協定が、受領者に対し情報資産及び人的資源の提供を何ら義務付けるものではないことを予め相互に確認する。
- 3 本協定の履行について受領者が要した諸費用は、基本的に各当事者の自己負担とする。ただし、 乙1・2及び丙1・2が実施する取組みに該当する交付金・補助金の確保への取組みについて は、地域再生推進法人制度に基づいて甲が支援することとする。

(個別の協議)

第3条 受領者は、本協定に基づき、前条各号の事項について、連携及び協力して実施又は個々に事業として展開が可能な案件への対応を図ることに合意したときは、当該事項の具体的な取り組み内容および実施方法(費用負担等を含む。)に関して協議し、書面による合意(以下「正式契約」という。)の上、別途取り決めるものとする。なお、本協定の締結において、受領者は、本条に関する正式契約の締結について何らの義務を負うものではないことを予め了承し確認する。

(有効期限)

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から4年間とし、有効期間が満了する日の1箇月前までに、受領者のいずれからも別段の書面による通知が無い場合は、本協定は自動的に4年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(秘密保持義務)

- 第5条 受領者は、本協定に基づく連携及び協力を実施又は個々に事業として展開が可能な案件への対応を図るに当たり、相手方(本条において以下「開示者」という。)から提供を受け又は知り得た相手方の情報(以下「秘密情報」という。)について、本協定の期間中はもとより本協定の終了後も秘密を厳守し、本協定の履行以外の目的に利用し、又は如何なる第三者に対してもこれを開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合又は法令により開示を義務付けられた場合は、この限りでない。
- 2 本条にいう「秘密情報」には、以下の各号に該当する情報は含まれないものとする。
 - (1) 開示の時点で公知のもの、又は開示の後に、受領者の責に帰せざる事由により公知となったもの。
 - (2) 開示の時点で、受領者が既に保有していたもの。
 - (3) 開示者から開示された秘密情報によらず受領者が独自に開発したもの。
 - (4) 受領者が正当な権限を有する第三者から適法に入手したもの。
- 3 受領者は、その役職員ならびに理事(いずれも退職者を含む。以下同じ。)に対し、第1項の秘密保持義務を負わせるものとし、その役職員ならびに理事がこれに違反したときは、自己が違反したものとみなす。
- 4 本条の規定は、本協定終了後も3年間、有効に存続するものとする。

(協定の見直し)

第6条 受領者のいずれかが本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度受領者が協議を 図り、書面による合意にてこれを定めるものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等を生じた場合は、受領者が協議して、これを解決するものとする。

なお、本協定の締結を証するため、本書*通を作成し、受領者それぞれ署名の上、各自その1通を 保有するものとする。

6-2 調整会議準備会の実施

6-2-1 調整会議の実施概要

前項で整理した調整会議の組成に向けた準備会として、第一~第三段階整備事業者による調整を 実施した。当日の議事項目を以下に示す。

■意見交換内容

- 1. 調整会議の位置付け等の協議
- 2. 本事業区域におけるグランドデザイン(まちづくりルール)の協議

- 3. 本事業による成果指標(案)の協議
- 4. 調整会議の実施に向けた協定書(素案)の協議
- 5. その他・今後のスケジュール

6-2-2 調整会議準備会の実施結果

調整会議準備での主な協議結果を以下に示す。

<調整会議準備会:令和5年3月23日>

1. 調整会議について

- ・調整会議の体制については、概ね了解した。
 - → (EM) 将来的な連携が必要な村内の経済団体の参加を希望する。
 - → (EM) 調整会議の事務局や何を決定する組織かを明確にしてほしい。
 - → (村) 調整会議の機能等は、各段階整備事業者の意向反映が必要であるため、継続調整としたい。
 - → (EM) 効率的な会議実施に向け、各会議のアジェンダは事前配信としてほしい。それがあれば事前に検討・調整して議論ができる。
 - → (EM) 開催頻度は、月1回または2か月1回程度の頻度が望ましい。例えば、年1回は、活動報告として、村内の経済団体等にも参加してもらって情報共有するような対応が望ましい。

2. グランドデザインについて

- ・グランドデザインの方向性については、概ね了解した。
 - → (EM) デザインコードによる地域の統一的な景観形成は必要と認識する。
 - → (EM) 特に、「人と農業の風景」は、環境に配慮した農業の推進として本事業区域全体で共通して取組むべき事項であるため、全事業者で取組むべきである。
 - → (若) 地域の統一的な景観形成としては、サインや街灯といったどの地区でも共通する箇所を同じデザインで整備するようなことが考えられる。隣接する中城公園は、夜景がきれいな地区であるため、そこと共通したデザインで地域の魅力向上が考えらえられる。
 - → (EM) 例えば、イオンモール沖縄ライカムでは、各区画で設計の自由度を与える一方で、統一的なデザインになるようにコーディネートしているため、全体の統一感が守られている。本事業区域全体をまとめる事務局側に全体のデザインを管理する建築家を置くなど、仕組みを作った方がよい。
 - → (EM) 各段階整備区域の入口部は同じデザインにするだけでも、景観的な統一感は出せるのではないか。

3. 成果指標について

- ・成果指標を設けることについては、概ね了解した。
 - → (EM) 第一~第二段階整備の指標(案) については、これまで補助採択等で整理した指標に 近いため対応可能と思われる。
 - → (EM) 成果指標の前段として、事業目的等を再提示した方がよい。何に向けてこの指標を達成すべきなのかが分かりやすくなると思われる。
 - → (若) 成果指標は必要と認識している。どのような指標が設定可能か検討する。
 - → (EM) 事業による直接的な成果ではないが、第一段階整備区域で生成した液肥等が地域で活用され収量が拡大するような考え方や展開も成果指標に入れられないか。
 - → (OC) 成果指標の設定にあたっては、各段階整備事業のドメインとなるものを精査し、それ に寄与する成果指標が設定できればと考えている。

4. 関係者による協定締結について

- ・事業推進に際して、関係者で協定締結することについては、概ね了解した。
 - → (EM) 協定の必要性は了解しているため、案文を共有いただき社内確認して返答する。
 - → (若)協定締結は問題ない。内容は確認の上、回答する。

第7章 成果指標の設定

7-1 成果指標の検討

7-1-1 成果指標の設定に係る基本的な考え方

本事業の実施による効果は、各段階整備による取組み成果を想定し設定した。

なお、現在事業実施の見通しがたっている第一~第三段階整備を中心に項目を設定した。

第四段階整備以降に対応した成果指標については、実施者が確定次第、目標数値を調整の上、順次追加していく。

7-1-2 成果指標の検討

基本的な考え方を踏まえ、成果指標の検討を行った。

今後、各段階整備事業者と協議を進め、成果指標(案)及び目標値について精査を進める。

表 7-1 成果指標 (案)

	成果指標(案)	目標値 (各供用時点)	<参考> 現状・設定の考え方等
共通	成果指標1:耕作放棄地の利活用	3.2ha	第一~第三段階整備の実施による解消面積を設定
第一 段階 整備	成果指標2: 村内で発生した生ゴミの受入量	2.0t (1.3t)	第四次後期基本計画における成果指標(めざそう値)では、一般廃棄物の再生利用率(11.0%(2018年度)→15.0%(2024年度))を設定
	成果指標3: バイオガス発電量	7.3万kW/年	第一段階整備で地産地消可能な電力量200kw/日を、安定的に発電することを想定
	成果指標4: 村内学校と連携した農業体験イベント開催数	月2回実施	学童農園等の整備を受けた村内学校と連携した 取組みを想定
第二段階	成果指標5: 地元雇用者数	6名程度	農産物直売所や農家レストラン等の開業による 地元雇用の実施
整備	成果指標6: 健康づくりに関する他分野との連携企業数	2企業	第四次後期基本計画における成果指標(めざそう値) では、4企業(2018年度)→6企業(2024年度)を設定
第三段階	成果指標7: 自治会や学校と協力し健康づくりに関するイベント開催数	月1回実施	地域の医食同源の核となる医療・福祉施設として 地域の健康増進に関する取組みの実施を想定
整備	成果指標8: 病院食への村内農産物利用	月1回実施	地域の医食同源及び農業活性化に向け、村内の 農産物を活用した取組みを想定

第8章 第四段階整備以降の整備内容の具体化及び 参画事業者行へのヒアリングの実施

8-1 第四段階整備内容の具体化

8-1-1 前年度までの第四段階整備内容の検討状況

第四段階整備区域は、平成31年度(令和元年度)検討した第四段階の整備内容を細分化し、市民 農園、福祉農園、滞在型農園及び自己活用農園の整備を実施する区域として見直しを行っている。

隣接する第三段階整備区域は、医食同源の核となる医療・福祉施設の整備を実施し、医療・福祉施設拠点として活用する事業計画であることから、第三段階整備区域の事業者とも連携して、医療施設の患者が滞在しながら通院・リハビリができることも視野に入れ整備を行う。

第四段階整備区域は、地元の農地所有適格法人による整備を想定する。



図 8-1 第四段階整備実施区域及び実施内容イメージ

8-1-2 県内外の滞在型市民農園の動向

滞在型市民農園は令和3年3月末時点で全国に67施設があり、このうち日帰り用区画が併設されているものは15施設であり、52施設は宿泊者用区画のみとなっている。

滞在型市民農園の1区画当たりの年間利用料金は、30万円から50万円の施設が多くなっている。 また、滞在型市民農園に併設されている日帰り用区画の年間利用料金は、1区画当たり3,300円から55,000円までとさまざまな状況である。

年間利用料金	施設数	備考
20 万円未満	6	うち5施設は共同宿泊施設の利用のみ
20 万円以上 30 万円未満	12	
30 万円以上 40 万円未満	21	
40 万円以上 50 万円未満	22	
50 万円以上	6	うち 1 施設は共同宿泊施設の利用のみ

表 8-1 滞在型市民農園の年間利用料金別施設数

沖縄県内の滞在型市民農園は「渡嘉敷村滞在型体験農園 (渡嘉敷村)」の1施設のみであり、宿泊者用区画は14区画、1区画当たりの年間利用料金は480,000円である。

表 8-2 渡嘉敷村滞在型体験農園の概要

農園住宅	ログ造一戸建(1LDK=44 ㎡)体験農園 200 ㎡含む
	設置設備:エアコン1台・バス・トイレ・流し台・照明器具
	(テレビ・冷蔵庫・ガスコンロ・カーテン・その他設備等は利用者持ち
	込み)
賃貸農園	9 区画(83 ㎡~360 ㎡) 灌水設備
利用料金	農園住宅 賃貸料 480,000円 (年額)
	敷 金 120,000円(入居時)
	共益費 15,000 円程度(年額)
	賃貸農園 賃借料 275円 (㎡当たり・年額)





図 8-2 渡嘉敷村滞在型体験農園の宿泊施設

出典:渡嘉敷村 IP より

資料:農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課都市農業室

	その他	(施設名)	パークゴルフ場											0	0																管理棟	東屋	東屋	東屋																			demonstrates and a	PHEYXAMEN	I	任宅(海在地沿)	集会所		
	簡易宿泊	施設	00		0	0			0	0				0	0	0	(0		c	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0		0		0		0	0	0
な施設	307	講習施設			0	0	c			0				0	0	0			T		Ī							T		0																							0	Ī					
その他農地保全又は利用上必要な施設	- 三	事務所	00		0	0	c		0	0	0			0	0						0	0			0	0	0				0			0	0		0	İ		0	0	5	İ	0		0				0	0	0	0		0	0	0	0	0
保全又は利	野電猫	-						0		0				0	0																0																												
その他標は	世帯電	\rightarrow	00		0	0			0	0	0			0	0	0		0 0				0		0	0	0	0				0	0	0	0	0) c		+		0	0			0	0	0	0			0	0	0	0 0		0	0	0	0	c
T.XHOURAL	7	-	00		0	0	c		0	0	0			0	0	0		0	+		l		0	0	0	0		+	c		0				0	0 0		 		0	0	5	l	0	0	0				0		0				0	0	0	l
X		施設	00		0				0	0	0	+	C	0	0	0	-		+				0	0	0	0		+	 						0			 		0			+		0			0		0	0			+	0		0	0	
る施設	_	(施設名) 加	H			+	+	+			\parallel	+	+				+	+	+	+	ł						SON WILE	+	+	+	H					+	+	ł			+	+	ł			+	+	+	+				+	+	+				
資材の貯蔵保管の用に供する施設	推肥場 人	$\overline{}$	0		0		_				00	+	+				+	+	+	+	ł					1	8.80010	+	+	ł	L		0		0	+	+	ł		0	+	+	ł		0		+	+	+				+	+	+			0	
り貯蔵保管の	i iii	-	H	+		+	+	+			+	+								+																	+	+		Н			+			+										0			
_	_	名)収納施設					1	+			0	+	+						+	1	0	+			0			+	\perp	\perp			_			+	+	+		0	0		+		0		+	+				-	発動車		L				
曹作物鉄塔に供する施設	そんの街		体験農園			1					9	明	<u> </u>						+		-							+	40000000000000000000000000000000000000								+	+			-		+										が	+	共同農機員				
無作物	-	開開			0				0	Ц	Ц			0 026			\perp				L				0	0				0	-			0	-) 				20 05) 	-	0	0					0	Ш					0	Ц		
- Hotel	共同宿泊施設を利用 無名区画	最高料金の料金								Ш	88,000			7,920 7,9	10,290 10,290		10,000 10,000				5,230 5,230	L																	-	502,850 502,850											ш	.00,000 100,000						5,140 3,080	
施在型廳圖	(2)	-	251,300	50,000	360,000	90,000	0000	19,030	40,000	400,000	2	411 420	411,420		Ш	400,000	0	209,500	98,090	244.440	99,99	481,900	420,000	000'00	390,000	000'06	398,000	400,000	20,000	000,86	350,000	360,000	360,000	480,000	377,140	396,000	431,/00	280,000	_	\rightarrow	325,000	200,000	453,600	453,600	540,000	000,000	80,139	89 140	000,60	000,96		-	518,400	04.060	80,000	400,000	91,600	70,280	0000
調性は無調性は無調性は		最高対金	251,300 2	250,000 2	360,000	60,000	00,000	419,030 4	40,000 4	400,000			411,420 4		-	400,000 4	-	209,500 2		440	999	330		000			398,000 3	400,000	350,000	498,000 4	350,000 3	360,000					431,/00 4		270,000 2		_	420,000 4		453,600 4	540,000 5	000,000	80,139 4	289 140 2	000,60	000	525,000 5		18,400 5	404.060 4	80,000 4	4	432,000 2	370,280 3	000 +00
	i ii		9,400 2	10.000 2	3	m	~	10,470 4	3,300 4	4		10,000	11.480 4		П	8,000 4		15,700 2	2 0	2 6	1 60	2		5,000 4	m	m	e	4 6	0 6	4	6,000 3	3	3		_	9,600	4 0	2	2		4 1	0 4	4	4	5	e .	4 1	0 0	4 E	T	22,000 5		2 0	4	4		12,340 4	10,280 3	•
	<u></u>	金林記念	10,000	10.000		+		10,470	3,300		000	10,000	14.350			8,000	_	15,700	\dagger		t			2,000				\dagger		t	000′9					9,600					1										25,000			t	l		12,340	ΙI	
信付期間		:	1	-	1		1	1	1	1		1 11	2 5	11	1	5		m +	-1 -	1	11	1	1	1	1	1	-1 -	-1 U	0 -	11	1	1	1	2	2	-		1	1	5		1 5	11	1	2	e .	7 0	0 -	1	1	1	m I	2 4	0 -	11	1	1	1	
\top		用区画	27	20	18	ω ;	30	202	20	20	53	23	15	14	288	20	13	12	22	7	52	78	2	10	36	46	50	α μ	13 12	21	20	2	2	16	7	200	07	2	2	10	22	10	15	10	10	10	C7	CT 09	20	30	30	24	57	120	111	10	22	7	000
\vdash		用区画 田	100	32				20	36			91	21	+		27	-	=	+					m				+	+		15				78	84	+	t			+		ł								10			+			16	71	
L	設置区画数日	E	127	52	18	8 2	30	100	26	20	23	23	36	14	288	77	13	23	20 0	707	52	78	2	13	36	46	20	α	13 13	21	35	2	2	16	82	114	07	7	5	10	22	10	15	10	10	10	57	CT 09	20	30	40	54	57	120	1 1	10	38	78	00
全体面			104,000	43.682	45,464	9,700	7,007	38,650	13,106	008'6	22,058	20 274	22.824	5,678	42,877	64,490	2,291	6,479	32,872	18.019	28,522	33,828	2,939	6,416	16,571	28,998	9,986	6,077	10 688	8,725	9,918	2,510	3,286	17,354	15,334	121,941	9,926	1,995	1,020	6,649	30,000	3.824	969'9	5,611	4,200	1,170	21,230	31,000	7,000	16,800	36,598	28,415	22,480	5.286	1,980	15,539	12,423	2,825	3 44 5
	市民農園名		岩見沢市栗沢クラインガルデン 油加コール・ (機) 1		不動尊クラインガルテン	T		T		ルテン栗源	日本・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一	(454117)	$^{+}$	アグリーブルむかわ	Н	\Box	\dashv	\top	\top	$^{+}$	クラインガルテン			ンガルデン			佐久クラインガルテン望月 信光でよれた一つ、ゼルニ、ナ目の社 支護	ネバンフィンJJ/アン人用のAI・国治 カルイン・ボニードン	コンジルン	N 天のなかがわ		クラインガルテンたかぎ大島地区		村		ンパイのいの声	クレインカアナン砂面 石木破三舗カルインエニドン	ロバキ世盛ハノーバがハノ 夏焼みどりのふるさと村	野入みどりのふるさと村			製コンフィンガルドン 原耳後旧猫井シーナイドクルインガルドン	大山荘の里市民農園 (滞在型)	ハートピア獣図	ささやまいなか家市民農園						デン 普爾	サラファーム	レインカルナン	ノ(作は半年秋泉園)				クラインガルテンあまがせ	世八田油 十四十日 中田
	市区町村		Æ		九森町 不動尊							7#	洲								松本市 坊主山							毎7日三 信当のおびれる (1) は対す (1) は対す (1) は対す (1) は対す (1) は対す (1) は対す (1) は対する(1)								小十年中 いまま いまま	T			#E		新市 規則の では後十 には後	Т	Г	丹波篠山市 ささや					1	7	E I	政府町 木部の里クー 画本田パー					日田市 クライ	Ī
																, u	-n 6	J+	- 14	- 1	100	100	Lag	Leg	أحيا	• * F	←	va β−	- p#E	التار ۽	persis.	1000							Popular	الندر	y≤ 2	· · · IIU	. 14	1	**	-t- IH	I√		12 (A)	1771	rate	~ K	-as 122	~ pag	, p i i	II.C.	121		ŕ

全国の滞在型市民農園開設状況一覧(令和3年3月31日現在)

表

8-1-3 沖縄県内の市民農園開設状況

令和3年3月31日現在、沖縄県内にある市民農園は以下の7農園であり、全てが自治体が開設・ 運営する(西原町は観光まちづくり協議会)市民農園となっている。

市町村	市民農園名	全体面積	設置 区画数 1区画 当たり 面積	1 区画当 たりの年 間利用料 金	給排水施設	農機具収納施設	休憩施設	トイレ	駐車場
豊見城市	豊見城市市民農園	7,520 m²	82 区画 (18 坪)	15,000円	0			0	0
金武町	雄飛が丘町民ふれあい ガーデン	3,751 m²	40 区画 (24 坪)	0 円	0	0	0	0	0
読谷村	読谷村民リフレッシュ 農園	5,873 m²	70 区画 50 ㎡×10 55 ㎡×31 70 ㎡×29	5,000 円 5,500 円 7,000 円	0	0	0	0	0
嘉手納町	嘉手納町民農園	2,039 m²	78 区画 (15 ㎡)	3,000円	0		0	0	0
北谷町	北谷町町民農園	5,692 m²	155 区画 (15 ㎡)	3,000 円	0		0	0	0
西原町	さわりんガーデンヴィ レッジ	2,525 m²	63 区画 (5 坪)	60,000 円	0	0			
与那原町	いきいき町民農園	1,124 m²	37 区画 (16 ㎡)	9,600 円	0				0

表 8-3 沖縄県内の市民農園の開設状況

資料:農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課都市農業室

8-1-4 農福連携・福祉農園の動向

近年の農業分野における高齢化や労働力不足という課題がある中で、福祉分野が農業への取り組みを推進することで、このような問題を改善、解決に向けていこうとする動きが増えてきている。

例えば、福祉就労を行っている社会福祉法人では、農作業が障害者にとって身体的、精神的にリハビリテーション的な効果があるとして、就労活動に農業分野の仕事を取り入れている。また、就労継続支援型の障害者福祉サービス事業所などでは、農地を借入れて農業活動を始めたり、農業者や農業法人と契約をして、農作業の一部を受託し障害者の働く場として確保したりする事例も多く見られるようになった。

8-1-5 農医福連携・病院が直営する福祉農園

社会医療法人杏嶺会(愛知県一宮市)は、法人直営農園『あんず農園』を平成26年4月に開園した。土地改良やスタッフ休憩所兼倉庫の建設などの準備を経て平成28年3月より本格始動、平成28年6月からは農作物の一般向け販売を開始し、9月2日からは一宮西病院内での販売も開始した。

現在農園を管理するスタッフは、精神科作業療法士1名、農業指導者1名を含む計7名、農園では 精神障害者を対象にした就農プログラムを受講した人が作業を行っており、3反の農地(借地)で、 なす、きゅうり、ミニトマト、トウモロコシや里芋、サツマイモ、スイカなどを栽培している。







出典:社会医療法人杏嶺会HPより

杏嶺会が農園を開設したきっかけは、2016年に施行された改正障害者雇用促進法が関係する。 2018年から障害者の法定雇用率に、従来は対象でなかった精神障害者も算定されることになり、 杏嶺会の法定雇用率をあげるとともに、社会復帰に向けたリハビリの手段として活用することを目 的に法人直営農園『あんず農園』を開設した。

今後は、働きたい精神障害者の受け皿を増やせるよう、一年中栽培できるコンテナによる水耕栽培も計画しており、通年で"葉物野菜"を生産・販売できる環境を目指している。

8-1-6 園芸療法の事例

園芸療法とは、植物を育てることによって身体、精神、知能、社会的に良い効果をもたらしたり、 損なわれた機能を回復することを目的として行われ、日本では 1990 年代初めから「Horticultural Therapy」や「園芸療法」として一般的に知られるようになった。

園芸療法は様々な疾患や障害に対する健康法の一つに位置づけられている。現在、園芸療法の取り組みは知的障害、精神障害、身体障害をもっている方、加齢により日常生活に困難を来たしている方、更正を必要としている方、薬物依存などで社会生活に支障を来たしている方などを対象に、施設・病院・在宅で行われている。

園芸作業では、歩く、座る、立ち上がる、たがやす、掘る、水をまく、草をとる、収穫する、運搬する、洗うなどの数多くの動作を必要とするため、身体面でも運動能力や体力の維持増進に効果が期待できる。また精神面でも、満足感や達成感、気分転換やストレス発散、思考力や想像力の向上、記憶力の改善など、あらゆる効果が期待できる。

8-1-7 市民農園の整備に関する法規制等

(1) 市民農園の2つのタイプ(農地の貸付けの有無による分類)

市民農園には、利用者に農地を区画貸しする貸し農園タイプ(特定(都市)農地貸付方式)と、農地の貸し借りを伴わず開設者の指導管理のもとに農作業を行う農園利用タイプ(農園利用方式)がある。

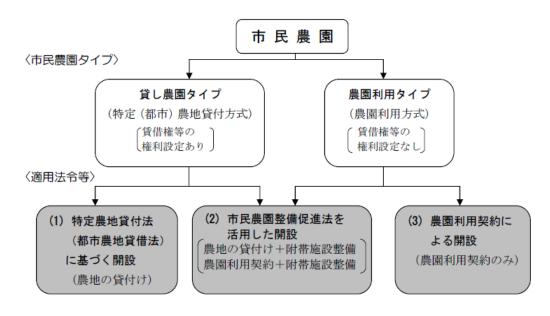
	貸し農園タイプ(特定(都市)農地貸付方式)は、農地の貸付けに関する
貸し農園タイプ	特例制度を活用した市民農園で、誰でも開設することができ、利用者は農
	園開設者から農地を借りて、野菜づくりなどを行う方式。
	農園利用タイプ(農園利用方式)は、農業者等の農地所有者が自らの農業
農園利用タイプ	経営の一環として開設するもので、利用者は農作業の一部を行うため農園
	に入園するという方式。

項目	貸し農園タイプ		ļ.	農園利用タイプ				
것니	(特定(都市)農地貸付	方式)	((農園利用方式)				
開設	地方公共団体、農業協同組合、	農業者、NPO	農業者等(農	地の所有又は使用収益権を				
	法人、企業、個人、任意団体(自治会、営農	有する者)					
できる者	組合等)等							
根拠と	特定農地貸付法	士兄曲国	为供归光计	<i>t</i> >1				
なる法律	(都市農地貸借法)	市民農園塾	全佣 促 连 法	なし				
	利用者は農園開設者から一定の	の条件で農園	利用者は農業	(者等の指導・管理のもと、				
利用目的	区画を借りて、利用者が自ら計	画して、自由	レクリエーシ	ションその他営利以外の目				
	に作付することができる		的で複数段階	皆の農作業を行う				
	次の要件で農地の貸付け(特定	(都市)農地	農地の貸し借	昔りを伴わない				
	貸付け)が行われる							
農地の	·1区画 10a未満							
	・貸付期間は5年以内							
賃借	・営利目的で農作物を栽培しな	:(1						
	・相当数の人を対象に一定の条	件						
	で貸付け							
料金	利用者は賃借料を支払う		利用者は利用]料を支払う				
収穫物の	収穫物は利用者に帰属する		収穫物は農園	開設者に帰属する。				
			なお、契約に	より農園で生産された農産				
帰属			物を利用者に	- 帰属させることができる				
	・誰でも開設が可能		・農業者等な	ら自由に開設・運営できる。				
	・法に基づく手続きが必要		・利用者に農	地に対する権利は生じない。				
特徴	・行政機関が関与するので開詞	没者は安心し	・利用者は島	農業者等から直接栽培指導				
	て開設できる。		が受けられ、良質な作物の収穫が期待					
	・利用者は自由に作付けするこ	とができる。	できる。					

(2) 適用法令等による分類

市民農園を開設しようとするとき、開設者がだれで、貸し農園タイプと農園利用タイプのどちらのタイプで開設するか、また、どのような施設を整備するかなどによって、開設方法が異なる。

市民農園の開設は、適用する法令等により(1)特定農地貸付法(都市農地貸借法)に基づく開設、(2)市民農園整備促進法を活用した開設、(3)農園利用契約のみによる開設に分類することができる。 市民農園のタイプと市民農園の開設に係る適用法令等を整理すると次のようになる。



(3) 開設者別の市民農園タイプと適用法令等

貸し農園タイプの場合は、だれでも市民農園の開設者になることができる。

一方、農園利用タイプの場合は、農業者や農業生産法人などが農地における耕作の事業の一環として開設者になることができる。

開設者別に市民農園のタイプや適用法令等を整理すると、次のようになる。

開設者	貸し農園	3タイプ	農園利用タイプ						
D	(1)特定農地貸付法 (都市農地貸借法)	(2)市民農園	整備促進法	(3)農園利用契約					
農業者	0	0	0	0					
非農業者	0	0	Δ	Δ					
農地所有適格法人	0	0	0	0					
NPO法人・企業 等	0	0	Δ	Δ					
任意団体(自治会・営農組合等)	0	0	-	-					
地方公共団体	0	0	0	0					
農業協同組合	0	0	Δ	Δ					

〇:開設可能 △:農地法の解除条件付き貸借の許可を受け使用収益権を得た場合の開設は可能

(4) 市民農園の開設方法

- 貸し農園タイプ(特定(都市)農地貸付方式)の市民農園を開設する場合は、特定農地貸付法(都市農地貸借法)又は市民農園整備促進法に基づく手続きを行う必要がある。
- 農園利用タイプ(農園利用方式)の市民農園を開設する場合は、市民農園整備促進法に基づき開設するか、これらの法手続を経ず開設することができる。
- 特定農地貸付法(都市農地貸借法)は、利用者に小面積の農地を一定の条件のもとに貸すこと(特定(都市)農地貸付け)を農地法の特例として認めるものである。
- 一方、市民農園整備促進法は、農地と施設の総体を市民農園とし、休憩施設や農機具収納庫などの施設の充実した市民農園整備の促進を図るため、県基本方針の策定、市民農園区域の指定、市民農園の開設認定等の制度を設けたものである。
- この2つの法の大きな違いは、市民農園整備促進法による場合は、農地と施設の総体を市民 農園としているのに対し、特定農地貸付法(都市農地貸借法)による場合は、特に施設に ついて規定していない点である。
- なお、市民農園整備促進法で手続きを行うと、整備にあたって、農地法(農地転用規制)や 都市計画法(開発規制)に関する特例が受けられるほか、特定農地貸付法(都市農地貸借法) の承認を受けた場合と同様の貸付けの特例を受けることができる。
- また、以下に示すように、市民農園整備促進法に基づく場合、開設できる場所は、市街化区域または市民農園区域となる。ただし、市民農園施設(付帯施設)の農地転用許可が不要となり、開発許可が簡素化される等の特例措置がある。

	双 0 年 闭 成 物 门 1 C 因 9	अन्तिक 🕞
市民農園の設備	特定農地貸付法	市民農園整備促進法
農地(農地区画)	制限なし	市街化区域又は市民農園区域
市民農園施設	特例措置なし	特例措置あり
その他の施設	特例措置なし	特例措置なし

表 8-4 開設場所に関する制限

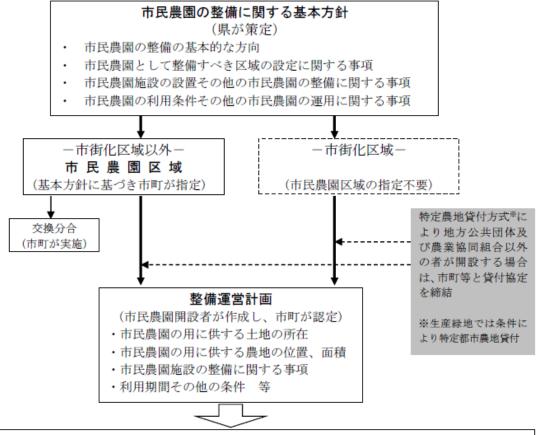
表 8-5 市民農園整備促進法に基づく特例措置

特例措置の内容	対象となる市民農園施設
開発行為の許可不要	温室、育種苗施設、農機具収納施設、堆肥舎、種苗貯蔵施設
開発審査会への付議 不要 ※許可は必要	休憩施設 ・休憩室のほか、手洗い場、便所等を含む農作業の合間に休憩するための施設 農作業の講習施設 ・市民農園の利用者に農作業の講習を行うための講習室や、植物展示室、資料 閲覧室、教材室等 簡易宿泊施設 ・専ら市民農園利用者の宿泊のための簡素な施設(食堂、風呂場、便所等を含む) 管理事務所その他の管理施設 ・管理事務所、管理人詰所、管理用具置場、ごみ処理場等

【市民農園整備促進法を活用した開設した場合のメリット】

- ・整備運営計画に定める農機具収納施設などの市民農園施設の整備については、農地法の転用手続きが不要(農地法第4条、第5条転用許可不要-特例-)
- ・特定都市農地貸付方式で開設する場合、特定農地貸付法都市農地貸借法の承認があったものと みなし、農地法の権利移動手続きが不要(農地法第3条許可不要-特例-)
- ・市街化調整区域で開設する場合、都市計画法の開発行為などの許可が可能
 - ※市民農園整備促進法は、貸し農園タイプ (特定 (都市) 農地貸付方式)・農園利用タイプ (農園利用方式) のどちらの農園を整備する場合も適用できる。

〈市民農園整備促進法の概要〉



特例の適用

- ・農地の貸付けについて特定農地貸付法(都市農地貸借法)の承認の効果(農地法に基づく許可不要)
- ・農地の転用についての農地法の特例(農地法に基づく許可不要)
- ・開発行為等についての都市計画法の特例(市街化調整区域で許可可能)

8-1-8 第四段階整備区域の整備内容の検討

(1) 整備を図る4タイプの農園と利用者の想定

- 現状が市街化調整区域、農振農用地(登記地目:宅地(一部畑))であり、地権者の中には 今後も自己活用での営農を希望している方々もいることから、この地区は市民農園・自己活 用農園などをメインとした導入施設で検討を今後図っていくこととし、市民農園整備促進 法に基づく農園及び自己活用農業者の営農での農業的な土地利用の展開で確定すると共に、 事業については村を中心に取組み、市民農園の事業者は農地所有適格法人による整備を基 本として取組みを考えていく。
- 第四段階整備区域内に整備を図る 4 つの農園タイプと、それぞれの農園利用者のイメージは以下のとおりである。
 - ▶ 福祉農園(福祉・病院関係とタイアップした展開)
 - ▶ 日帰り型市民農園(村民、村内企業等の利用を中心)
 - ▶ 滞在型市民農園(町内及び他都市の住民、病院関係とタイアップした展開)
 - ▶ 自己活用農業者の農園(現在、現地で営農されている農業者、今後、現地で営農を 予定の農業者)

(2) 4つのタイプの農園の配置計画

第四段階整備区域内における4タイプの農園の配置計画についての考え方を整理する。

- 「福祉農園」は、第三段階での取組み先である医療特別法人"アカペ会"が病院及び福祉施設の移転集約のための医療・福祉施設の整備と連携することから、第四段階整備区域の西側に配置する。
- 「滞在型市民農園」は、ラウベ(簡易宿泊施設)と農園が一体となり、景観的にも優れたものとなることを想定し、第四段階整備区域南西側の前面道路に面した位置に配置し、地区全体の景観イメージに寄与する配置とする。
- 「日帰り型市民農園」は、利用者の来訪頻度、作付け品種等により、一般的に統一感のない 雑然とした景観となることから、前面道路から離れた第四段階整備区域北東側に配置する。
- 「自己活用農業者の農園」は、第五段階整備区域に隣接した第四段階整備区域の東側に配置する。第五段階整備区域に整備を予定するグランピング施設と連携を図り、宿泊者への体験農園としての役割を一部担うことも想定する。

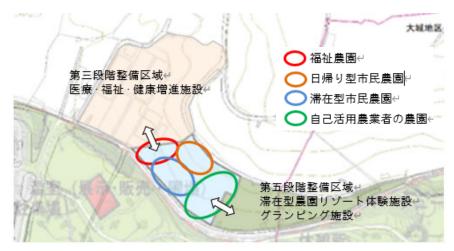


図 8-3 第四段階整備区域内における 4 つの農園の配置計画

(3) 福祉農園の整備内容

福祉農園の規模については、福祉・病院関係からのニーズを踏まえ、園芸療法としての活用だけではなく、障がい者の方の就労支援の場としての活用も含めて整備するのかの具体的な検討を行う。

園芸療法を目的とする福祉農園の畑については、露地平場の区画と、車椅子や足腰の不自由な方でも「自分で」土いじりが楽しめるレイズドベッドの区画(立ち上がり式畑)を整備する。

レイズベットを設置すると、次のようなメリットがある。

- ・腰の高さぐらいのところに土があるので、車椅子を使用した方でも 無理なく農園芸が楽しめる
- ・高さがあることで見た目のバランスが良くなる
- ・ 通路の設置が容易
- ・道路沿いに面した庭の場合、多くの人に楽しんでもらえる
- ・植物の種類を分けやすい
- 雑草が生えにくい







図 8-4 レイズベッドの例

(4) 日帰り市民農園の整備内容

日帰り型市民農園は、1 区画 40 ㎡程度のものを 25 区画 (0.1ha) 整備することを基本に検討する。 手洗い場、トイレ、農機具収納施設、農作業の合間に休憩するためのテーブル・ベンチ、駐車場等 の施設を併せて整備する。





(5) 滞在型市民農園の整備内容

全国の滞在型市民農園の施設面での平均値は、農園面積 100 ㎡/30 坪、ラウベ(小屋) 面積 42 ㎡/12 坪、年間利用料金 40 万円程度となっており、光熱水費は実費負担となっているものが多い。

滞在型市民農園は、15 区画(15 棟)整備することを基本に検討し、施設整備は民間事業者が整備することを想定する。

滞在型市民農園の利用の一部は、福祉・病院関係との提携で福祉農園(園芸療法農園)として対応することも想定する。

これらとともに、リタイヤした農業者を先生とした営農指導と営農サポート・農園管理などの作業 を、障害者支援・高齢者生きがい事業となる雇用方策として進めていく。

8-1-9 市民農園の整備が可能な補助事業等

市民農園の整備に際して活用が想定される補助事業等を整理した。

表 8-6 市民農園の整備が可能な補助事業等(令和 4 年度)

事業等名	内 容	主な実施主体	補助率等
農山漁村振興	(都市農業機能発揮対策)	市区町村を含	定額
交付金	都市住民と共生する農業経営への支援策の検	む地域協議会	
	討や都市農業の多様な機能についての理解醸		
	成、都市農地の周辺環境対策等に必要となる簡		
	易な施設整備として市民農園等の附帯施設の整		
	備が可能		
	〔担当:農村振興局農村政策部農村計画課〕		
	(農福連携対策)	社会福祉法	1/2 以内
	障害者や高齢者等の雇用・就労に向け、農作業	人、地域協議	
	や農産物販売等の体験を通じた技術習得の場と	会、民間企業	
	してユニバーサル農園の整備が可能	等	
	〔担当:農村振興局農村政策部都市農村交流課〕		
	(農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁	都道府県、市	1/2 等
	村発イノベーション等整備事業(定住促進対	町村、JA、農林	
	策型、交流対策型))	漁業者の組織	
	都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁	する団体等	
	村における定住・交流の促進、農山漁村の活性化		
	のために必要となる地域間交流拠点施設の整備		
	として、体験農園・市民農園の整備が可能		
	〔担当:農村振興局整備部地域整備課〕		
農山漁村地域	都道府県又は市町村が、策定した地域の実情	都道府県、市	1/2 等
整備交付金	に応じて農山漁村地域整備等の目標等を記載し	町村、土地改	
	た農山漁村地域整備計画に基づき実施する事業	良区等	
	として、集落農園・市民農園の整備が可能		
	〔担当:農村振興局整備部地域整備課〕		

8-1-10 第四段階整備に関する事業者等の意見聴取

第四段階整備の整備内容について、今後参画が想定される事業者(2社)への意見聴取を行った。 各事業者の主な意見を整理した。

1. 事業リスク・事業計画の作成に関すること

- ・事業リスクとして、ポイントは土地賃借状況と法人格だと考える。
 - →例えば、各農園の管理する場合の許可と管理主体の関係性を整理しないと参加資格がある のかが判断が難しいと考えている(借地の転貸借等)。
 - →そのため、整備主体と管理主体を一括で事業者を選定するのかを今後整理する必要がある。
- ・民間事業者に提案を求める場合、上記の権利関係の条件を明示するとともに、提案の自由度 をどこで担保するのかが重要である。条件等での縛りが多いと参画できる事業者が限られて しまうと思われる。
- ・事業参画に際して、保有すべき資格等は、募集時には提示する必要がある。

2. スケジュール等に関すること

- ・第四段階整備は、第三段階整備区域と連担するため、事業スケジュールを調整する必要があると思われる。
- ・事業開始時期の提示は、用地確保等の不確定要素も絡むことから、複数年を提示した方が民間事業者は応募しやすくなる。
- ・現在の各段階整備の状況を踏まえると、令和6年度頃の募集が妥当と思われる。

8-2 第五段階整備内容の具体化

8-2-1 前年度までの第五段階整備内容の検討状況

第五段階整備区域は、平成31年度(令和元年度)検討した第四段階の整備内容を細分化し、新たに第五段階整備区域を設定した。

第五段階整備区域はグリーンツーリズム施設として、滞在型農園リゾート体験施設「グランピング (テント型キャンプ施設)」の導入を検討するものとした。

第五段階整備区域は、地元の農地所有適格法人による整備を想定する。



図 8-5 第五段階整備区域及びグランピングイメージ

8-2-2 グランピング業界の市場動向とマーケットデータ

全国グランピング協会が、開発事業の採択件数からわかるグランピング業界の動向を発表した。それによると 2022 年に開業する施設数は過去最多で、全国で 200 前後になることがわかった。

(1) グランピングビジネスへの参入が激増している理由

コロナ過における政府の経済支援策である事業再構築補助金の助成内容が、グランピングビジネスと相性が良く、事業者の参入を後押しする結果となった。同補助金によるグランピング関連の事業 採択件数は 2021 年 3 月以降で 230 件以上に上り、アウトドア事業として注目されている。

手軽にキャンプが楽しめる設備が整っているグランピングは、コロナ禍への対応も含み、屋外が楽 しめる娯楽として人気がある。また、関東圏や東海圏では、人口比でグランピング施設に不足感があ り、多くの事業者が参入した。

(2) グランピング市場の規模拡大

一般社団法人全国グランピング協会では、2020年12月時点でのグランピング市場規模は600~800億円と試算している。その後、2021年以降にグランピング施設は150件以上(ホテルやキャンプ場が常設テント等を設置した事例を含む)増加したことにより、その市場規模は2022年1月時点で8000億円から900億円前後まで拡大していると試算している。

また、2023 年までに新たに 200 施設以上の開業が見込まれているため、グランピング業界の市場 規模は 1000 億円に達すると見込んでいる。

コロナ禍に対応できる事業として注目を集めているグランピングが、その事業特性や政府の経済 支援策により、市場拡大ペースが急上昇していることがうかがえる。

(3)タイプ別グランピング宿泊施設

グランピングの人気施設はドームテント型施設、コテージ型施設、他テントの宙吊りタイプやオリジナル設計タイプ、ロータスベルテントの施設が大多数を占めている。

コットンテントで人気化している施設は、施設規模が大きいのが特徴で、テーマパーク併設型や日帰りBBQ併設型、農業体験施設の併設型など、宿泊機能以外の部分で集客できる要素を持っているのが特徴となっている。

(4) グランピングと地域活性化

人気グランピング施設の一つの特長に、"地元食材を活かしたメニューを取り入れていること"があげられる。海の近くであれば魚介類、地元農家と連携した農産品、朝食には現地に行かないと手に入らない乳製品を取り扱うなど、地域貢献を意識しているグランピング施設が多い。

実際、グランピング施設における農業体験や釣り体験など、「食」と「体験」の複合コンテンツは、 男女・年齢問わず人気であり、集客面での成功事例として多くみられる。

8-2-3 グランピング施設整備に関する法規制等

グランピングとは、グラマラス+キャンピングの造語で、ワンランク上のアウトドア滞在体験を 提供するグランピングの導入は、キャンプ場施設や地域活性化のカギとして近年注目されている。 中でもテント宿泊形式は、コテージやロッジ形式と比べてよりグランピングらしさを感じても らえる上、低コストなため運営側にとっても有利となっているが、その一方で、導入に際してクリ アすべき法的な問題もある。

法律	内 容			
旅館業法	○経産省の見解では、「参加者にテント等を貸与提供し、アウトドアレジャー			
(簡易宿所)	体験の対価として料金を徴収することは、旅館業法第 2 条に規定する『施			
	設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業』に当たらず、旅館業法			
	の適用を受けない」とされている。			
	○つまり、事業者がテント等を貸し出して、参加者が自ら設置して、使用後			
	に片づけて返却するのであれば、旅館業法の適用対象外となる。一方で、			
	ケビンやバンガロー・常設テントは、施設を設けていることになるので旅			
	館業法が適用される。			
	○旅館業法の営業許可には、「旅館・ホテル営業」、「簡易宿所営業」・「下宿営			
	業」の種別があるが、グランピング施設の場合は、ほぼ大半が「簡易宿所			
	営業」の許可を取得することになる。			
都市計画法	○都市計画法では、都市計画区域内のうち、市街化調整区域内と市街化区			
	の一部の区域について、ホテル・旅館施設の建設が禁止されている。			
建築基準法	○建築基準法では、ホテル等の特殊建築物で、その用途に使用する延床面積			
	が 200 m ³ 以上の建築物については、建築確認申請が必要になるが、常設テ			
	ントの場合、自治体によって見解が異なっている。			
	○土木事務所(建築指導課)で参照されている手引書には、「小規模で外幕を			
	容易に取り外しができるテントは建築物ではない」旨が明記されている。			
	○ログハウスキットやトレーラー、コンテナハウスは、基本的に建築確認が			
	必要なケースが大半である。			
農地法	○サイトを開発しようとする土地が農地だった場合、農地転用が必要となる。			
	また、農業振興地域に入っている場合は、農振除外申請も必要となる。			
消防法	○簡易宿所営業の場合、防火管理者の設置と消防計画の作成が必要となる。			
公衆浴場法	○お風呂(浴槽のあるもの)を設ける場合は、公衆浴場法の対象となる場合			
	がある。			
	○対象となるのは、簡易宿所営業の許可を取らず、テントの貸し出しなどで			
	営業している場合で、具体的な基準は各都道府県が定める公衆浴場法施行			
	条例で規定されている。			

8-2-4 第五段階整備区域の整備内容の検討

(1) 第五段階整備区域の整備・事業取組みについての考え方

第五段階整備区域は、滞在型農園リゾート体験施設として、グランピング宿泊施設の整備を中心に 観光客の取り込みを図る。

現状が市街化調整区域、農振農用地(登記地目:宅地(一部畑))であることから、導入施設に関する詳細な検討を今後図っていき、グリーンツーリズム的な土地利用の詳細を確定すると共に、事業 実施者については地元の農地所有適格法人での取組みを基本に考えていく。

(2) 第五段階整備区域における主な取組み内容

- 第五段階整備区域におけるグランピング施設整備については、人気の高いドーム型テント 形式とし、これにデッキチェアを組み合わせた形態を基本形状に検討する。
- また、一部のグランピング施設は、ペットと同宿が可能なタイプを用意し、幅広い客層の取り込みを図る。
- 第二段階整備区域内に整備される農産物直売所、園芸ハウス、農家レストラン等との連携を 図り、滞在型農園リゾートとしての各種体験・アクティビティメニューを提供する。
- 夜間の演出として、グランピング施設のライトアップ、ナイト・イルミネーションや、キャンプファイヤーが可能なスペースの確保を図る。

【主な導入機能】

- ・宿泊施設は人気のドーム型テント
- ・ペットとの同宿が可能なドッググランピング(専用ドッググラン付き)の提供
- ・ウッドデッキとアウトドアソファ
- ・クッキングテラス(農産物直売所で購入、菜園で収穫した野菜を調理)
- ・地場産食材・グルメ料理の提供
- ・雨天時も安心の室内 BBQ スペース
- ・体験農園(自己活用農園の一部を利用)
- 施設のライトアップ、ナイト・イルミネーション
- ・キャンプファイヤーが可能なスペース 等





図 8-6 専用ドッググラン付きグランピング施設例 SKY DOME 阪南 (大阪府阪南市)

(3) 第五段階整備地区に想定される導入施設・面積・費用等の検討

第五段階整備区域における事業用地の確保については、現状では未確定であるが、おおむね 1,100 坪程度の敷地規模を確保したと仮定した場合の導入施設・機能を整理する。

またこれらの施設導入・整備費の概算については、コロナ過の影響による世界的なサプライチェーンの分断や、それに伴う資材の高騰、建設コストの上昇等があるため、現時点で整備に関する概算費用を算出することは困難な状況である。

ここでは、過去に行ったメーカー・JA・建設企業などへヒアリング結果、及び過去の整備事例等を 踏まえて算定した目安値を参考として記載する。

表 8-7 第五段階整備地区に想定される導入施設・面積・費用の目安となる概要・概算

導入施設・機能	内容及び面積/【参考:整備費用の概算目安】
a. 滞在型農園リゾート体験施設	・確保敷地:940 坪程度(約3,111 ㎡)
(テント型グランドームキャ	・設備導入費用:約19,000万円
ンプ施設)	1) (800 坪 : グランピングテント型を 12 施設程度
	設置、交流テラス、BBQ・炊飯施設を整備)
	2) プレハブ型倉庫・足湯・管理施設(事務所・シ
	ャワー施設・トイレなど:140 坪)
b. 駐車場	・確保敷地:140坪
	・職員用:8面、客用:15面、マイクロバス用:1面
	・整地等費用(整地・舗装、街灯設備等):
	約 700 万円
c. 全体的な敷地造成及び植栽・歩	・確保敷地:約1,100坪(約3,641 ㎡)
道等整備	・整地等費用(粗造成、伐開・伐根、植栽・花壇・街
	灯・通路整備等): 約 2,300 万円
	注) 施設周りに芝桜、通路付近・花壇段マリーゴー
	ルド・ハイビスカス等を植栽配置
	(参考) 土地担保費
	・年間借地料:約 1, 100 坪×300 円/坪=
	330 千円を想定
以上の合計額(目安値)	約 22,000 万円(税別)
	【約2億4200万円(10%税込額)】

事業等名	内 容	主な実施主体	補助率等
農山漁村振興	(農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁	都道府県、市	1/2 等
交付金	村発イノベーション等整備事業(定住促進対策	町村、JA、農林	
	型、交流対策型))	漁業者の組織	
	都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁	する団体等	
	村における定住・交流の促進、農山漁村の活性化		
	のために必要となる地域間交流拠点施設の整備		
	として、体験農園・市民農園の整備が可能		
	〔担当:農村振興局整備部地域整備課〕		

表 8-8 滞在型農園リゾート施設の整備が可能な補助事業等(令和 4 年度)

8-2-6 第五段階整備に関する事業者等の意見聴取

第五段階整備の整備内容について、今後参画が想定される事業者 (2社) への意見聴取を行った。 各事業者の主な意見を整理した。

1. 事業リスク・事業計画の作成に関すること

- ・事業リスクとして、各段階整備事業者との協定締結が必要と考える。
 - →先行して整備された地域と事業内容を整合させる必要があるため、応募段階からその旨を 同意したカタチで参画を求める必要がある。
- ・本事業区域の他地区との連携を想定した移動手段等の想定(コミュニティバス 等)も提示する必要がある。
- ・近隣に人家があるため、防犯及び交通渋滞等について自治会への意見聴取も必須と思われる。
- ・当該地区で実施可能なキャンプ内容(キャンプファイヤーの可否等)は応募時に条件てして提示してほしい。
- ・中城公園にもキャンプ場があるため、住み分けの整理が必要である。
- ・グランピング施設の設置以外にもカフェを設置させるなど、人が滞留する機能を付加した方 がよい。
 - →地元密着型としてカフェと協力しながら地域での小さな夏祭りを開催したり地元プラン等 を提供するなど地域を巻き込んだ提案を受ける募集内容としてほしい。

2. スケジュール等に関すること

- ・事業実施に際して、農業振興地域の除外の影響を整理した方がよい。除外をしないと設置が 出来ない場合、事業スケジュールの見通しが難しい。
- ・地権者の同意状況も事業実施時期に影響するため、地権者意向も応募時に提示してほしい。
- ・グランピング施設設置に際して、地目の変更等が必要となった場合、自治体の支援があるの かも応募条件に記載してほしい。

8-3 第六段階整備内容の具体化

8-3-1 前年度までの第六段階整備内容の検討状況

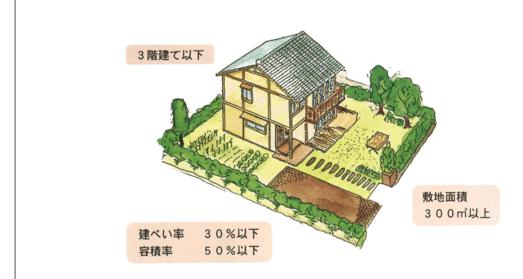
第六段階整備区域は、平成31年度(令和元年度)検討した第四段階の整備内容を細分化し、更に対象地を東端エリアと西端エリアに拡大して優良田園住宅制度を活用した戸建て住宅の建設を行う。 本事業を進める中心企業とハウスメーカー事業者との連携による取組みを検討する。



図 8-7 第六段階整備区域及び優良田園住宅のイメージ

【優良田園住宅とは】

● 優良田園住宅とは、農山村地域、都市の近郊その他の良好な自然的環境を形成している地域に所在する一戸建ての住宅で、次の基準を満たすものをいう。



出典:国土交通省 HP より

8-3-2 第六段階整備区域の整備内容の検討

(1) 第六段階整備区域の整備・事業取組みについての考え方

- 第六段階整備区域は、第二段階整備区域に隣接する西側区域と、第五段階整備区域の東側 区域の2つのエリアとなる。
- 第六段階整備区域は、東西両エリアともに優良田園住宅制度を活用した戸建て住宅の建設 エリアとするが、取組みに関しては現在見込まれている事業を進める中心企業により、連 携・提携するハウスメーカー事業者を確定するとともに、地元地権者との土地活用・取組 み方法(事業方法)などの調整を図る必要がある。
- 現状が市街化調整区域、農振農用地であるため、第二段階〜第五段階の整備と歩調を合わせ、農振除外、農地転用への規制解除、調整区域における開発行為、建築申請などの各手続きなどにも取組む必要がある。

(2) 西側エリアの整備内容

- 西側エリアは、第二段階整備区域~第五段階整備区域まで連担した一体的な土地のエリアであり、農振除外、農地転用への規制解除、調整区域における開発行為、建築申請などの各手続きなどは、地区全体で一体的に取り扱うことが望ましい。
- ただし、現時点では整備を考える敷地の調整・確保が出来ていないこと、計画施設の戸数・配置及び敷地規模などが確定していない状況下では、正確な測量の実施、造成計画、施設配置計画、それを踏まえての設計に取り掛かれないことなどから本取組みに関しては、「優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針」の策定・制定までにとどめた対応とする。
- 村は県の関係各課との協議により「優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針」を策定する。
- 優良田園住宅は、JA (特に資産管理事業部)、民間事業者 (ハウスメーカー等) が中心となり施設整備に取り組むことを想定する。
- 土地の確保については、事業者による買取、定期借地権、地権者の活用も含め、調整・検 討を行うことが必要となる。

(3) 東側エリアの整備内容

- 東側エリアは、当該開発計画地の最東端に位置し、大城地区、荻道地区の既存集落と接するエリアである。
- 西側エリアと同様に、農振除外、農地転用への規制解除、調整区域における開発行為、建築申請などの各手続きなどが必要となるが、西側に緩衝地帯となる自然林地区等を挟み独立したエリアとなることから、具体の開発整備の時期は中長期的になるものと考えられる。
- このため、優良田園住宅の整備に際しては、隣接する自治会のまちづくり方針や要望を把握したうえで、具体の整備計画案を策定していくものとする。

8-3-3 「優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針」(試案)

以下に、北中城村における「優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針」(試案)を示す。

試案

優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針 沖縄県北中城村

北中城村優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針

新しい時代を迎え2年目を迎えようとしている。社会・経済情勢の変化が著しい今日、村民の生活様式や価値観が多様化する中で、今後は、農村地域・村づくりにおいても、ゆとりと豊かさを 実感できる、個性的で快適な居住環境の整備が求められている。

そのような中で、村民が健康に安全で快適な住生活を希求、地域活性化の観点からも定住の促進 及び都市部と農村地域の交流の促進に資する郊外型住宅への関心が高まってきている。

こうした状況を踏まえ、本村における地域資源や特性を活かした魅力ある住環境の形成と田園居住の促進、誘導を図るため、優良田園住宅の建設の促進に関する法律(平成10年法律第41号)に基づき、「優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針」を定めるものである。

1. 優良田園住宅の建設の促進に関する基本的な方向

(1)基本理念

本村の人口は増加傾向にあるものの、高齢者や少子化が急速に進行している状況である。特に 荻道・大城の農村地域では、農業従事者の高齢化や後継者難などにより耕作放棄地が年々増加 し、農業生産の落ち込みも続き、農村コミュニティの崩壊に対する危惧が大きな課題になってい る。

このような情勢の中で、農村の活力を維持。発展させるには、農村ならではの魅力を生かした 住環境整備とコミュニティ形成による定住人口の確保、更には都市と農村の連携による地域農業 の新たな展開が不可欠といえる。

一方、成熟した長寿社会への移行、都市生活者のライフスタイルと価値観の変化並びに就業形態や通信手段の多様化に伴い、自然と共生し潤いと安らぎのある暮らしを求める人々が増加する ものと期待される。

優良田園住宅は、このような農村側の期待と都市側のニーズを結びつけ、農村定住を更に促進し、農村地域の活性化を図るものである。建設にあたっては、建設地周辺の樹林地、水辺地・田畑や植物・動物などの生活環境を極力保全し、緑や水を生かした美しい景観や豊かな自然と共生するゆとりのある住まいを提供する。また、地域全体との交流・連携を通じて、良好なコミュニティづくりを推進する。

(2) 具体的事項

自然環境の豊かな地域での生活を求めるニーズに対応し、優良田園住宅を促進するため、本村の農を活かした健康・福祉の里づくり事業を踏まえ、農業・農村の活力向上を図ると共に、次のように配慮し、良好な住居環境の倉U出に努める。

①想定される需要者像

- ・通勤、通学などの利便性を享受しながら、田園環境を楽しむ入居者(田園通勤型)
- ・地域住民と連携しながら田園環境の中で、生きがいを求める入居者(U | Jターン層、定年 帰農型)
- ・自然と共生しながら自己実現と生きがいを求める入居者(自然回帰型、環境共生型)
- ②魅力ある田園居住空間の創造
 - ・安全で潤いのある街並み形成
 - ・田園環境に調和した住宅建設の推進
- ③良好なコミュニティの形成
 - ・新規住民の良好なコミュニティの形成
 - ・地域住民との交流を通じ、農村文化。生活システムとの融合
- ④自然との共生、農業との調和、地域資源の活用
 - ・自然環境の保全、居住空間との共生
 - ・緑化の推進
 - ・周辺農地への悪影響の防止(生活排水の処理等)
 - ・地域資源の循環及び有効活用(家庭生ごみの再生資源化、雨水の利用、太陽光発電の利用 等)
- ⑤少子・高齢社会への対応
 - ・高齢者への快適・安全な健康と福祉の村づくり
 - ・高齢者が安心して暮らせる住宅の促進
 - ・地域連携の子育て環境づくり
- ⑥他の計画との調和

優良田園住宅建設計画の作成にあたっては、村において策定する第4次北中城村総合計画・後期基本計画(第2期北中城村まち・ひと・しごと創生総合戦略)、北中城村国土強靭化地域計画、北中城村都市計画マスタープラン、北中城村農業振興地域整備計画、北中城村地域再生計画、北中城村景観計画、その他関連計画等の趣旨に沿ったものであること。

2. 優良田園住宅の建設が基本的に適当と認められるおおよその土地の区域に関する事項

(1) おおよその土地の区域

おおよその土地の区域は、スプロール防止の観点を踏まえ、次の要件を満たす区域とする。

- ①都市計画法(昭和43年法律第100号)第34条11号・12号の区域内及びそれに接する土地であること。
- ②農用地の利用に影響のない区域であること。

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。)第8条第 2項第1号に基づく農用地区域内にある農用地等は原則として含まない。ただし、農振法第13 条第2項に掲げる要件のすべてを満たした場合に限り計画区域の対象とすることができる。 また、都市マスタープランにおいて農を生かした地域活力の創出と位置づけられた区域であること。 (特に、優良な農地として原状での回復が非常に困難であり、耕作そのものでの農業・農村振興が図れない土地。)

- ③自然環境を保全すべき区域、森林法(昭和26年法律第249号)の規定による保安林・保安林施設 区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域等は含まない。
- ④建築基準法(昭和25年法律第201号)第43条の接道規定を満たす土地であること。

(2)建設の規模

その規模が次に掲げる要件のいずれかを満たす建設とする。

- ①スプロール化を招く恐れがなくインフラ整備及び接道条件が適切であると判断される住戸の戸数が1以上であるもの。
- ②建設区域面積が0.5ha以上2ha未満で、かつ、当該区域内の住戸の戸数が5以上であるもの。その場合は、沖縄県の市街化調整区域における地区計画ガイドラインに基づき、地区計画の都市計画決定を行うこととする。
- 3. 優良田園住宅が建設される地域における個性豊かな地域社会の創造のために必要な事項
- (1) ゆとりある居住空間を確保するために必要な事項
 - ①建築物の用途
 - 一戸建ての専用住宅(附属する物置、車庫等を含む。)とする。
 - ②建築物の階数及び最高限度

階数は地階を含め3以下、高さの最高限度は10mとする。

③建築物の建築面積の敷地面積に姑する割合(建ペい率)

最高限度を10分の3とする。ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号)及びこれに基づく条例による特例措置は適用しない。

- ④建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合(容積率)
 - 最高限度を10分の5とする。ただし、建築基準法による特例措置は適用しない。
- ⑤敷地面積の規模

1戸当たり300㎡以上とする。

⑥住宅の規模

世帯人員に応じた適切な規模を確保する。

⑦建物の配置

敷地境界線から適切な外壁後退距離の確保に努める。なお、おおよその土地の区域に関する 事項の(2)建設の規模②(以下「建設の規模②」という。)の建設の場合は、外壁後退距離を、 道路境界線から2m以上、隣接境界線から5m以上確保する。

⑧建て替え。改築時の条件

この事項に基づくこととし、土地の細分化を禁止する。

(2) 田園的景観の確保のために必要な事項

①建築物の外壁及び屋根の色彩 原色等派手なもの(黒、赤、黄、青等)は避け、周辺の自然環境との調和に配慮する。

②建築物の外観

農村地域にふさわしく木材を外壁に使うなど、自然を感じさせるよう田園景観に配慮した意 匠のものとする。

(3) 緑豊かな住宅地及び住宅街区の形成のために必要な事項

①敷地内の緑化

敷地内には植栽を行うこととし、敷地内の緑化率は20%以上とする。

②家庭菜園の設置

敷地内において、10坪程度の家庭菜園の設置に努める。

③のり面等の緑化

土地の形質変更により生じたのり面は、できる限り緑化を図り、また、擁壁などの構造物は、つた等で緑化する。

④垣又は柵の構造

道路との境界沿いはできるだけ生け垣で修景するようにし、ブロック塀などは極力さける。 なお、透視性のある格子柵やフェンス等の併設は妨げない。

(4) 個性豊かな地域社会の創造のために必要な事項

①地場産材の活用

地場産(沖縄県産)の活用に努める。

②雨水流出抑制

雨水排水の適切な処理を行う。

③バリアフリー

高齢者等に配慮し、住環境のバリアフリー化に努める。

4)環境共生住宅

日照、通風などの自然エネルギーの利用、耐久性の高い材料・工法の採用、雑排水の再利用、生ごみの減量化と再利用など、環境に対する負荷を低減する環境共生住宅の建設に努める。

4. 自然環境の保全との調和、農林漁業の健全な発展との調和その他優良田園住宅の建設の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境と共生する住宅地の形成

- ①建設による土地の形質変更は極力避けることとし、高さが3mを超えるのりを生ずる切土又は 盛土を伴わないこととする。
- ②建設の規模②の場合の公園・緑地は、一団の面積を確保し、既存集落に面した(又は既存集落と一体的な活用が図れる)位置に配置するように努める。

(2)農林漁業との調整、営農環境の保全

- ①生活雑排水等については、周辺農地や営農への支障が生じないよう合併処理浄化槽を設置し 適当な放流先を確保する(浸透式及び汲み取り式は禁止)。
- ②農林漁業の土地利用に関する事前調査を実施し、関係者と調整を十分行う。

5. その他必要な事項

- ①この基本方針は、絶対的に建設の計画が認定されることを約束するものではなく、特別な緩和区域でもないことに留意し、おおよその区域内であたっても各種規制等により建設できない場合もある。
- ②都市計画法に基づく開発許可、農地法(昭和27年法律第229号)に基づく農地転用許可、農振法、建築基準法、森林法、その他法令等による許認可等を必要とする場合は、当該許認可等の見込みがあることとする。
- ③優良田園住宅建設促進制度導入の趣旨を踏まえ、認定後おおむね1年以内(建設の規模②の場合はおおむね3年以内)に建築物の完成が見込めるものとする。
- ④建設の規模②の場合は、建設計画について、建設区域が属することとなる既存地域コミュニティ(自治会等)の理解が得られるよう、説明会の開催その他の方法により周知を行うなど、 周辺住民との調整を十分図ることとする。
- ⑤優良田園住宅建設にあたっては、関係法令を遵守し、北中城村(特に建設課、農林水産課、下水道課)と申請前に事前協議を行うことを必須とし、助言・指導を受けるものとする。
- ⑥優良田園住宅の建設にあたって実施するインフラ整備(上水・下水・排水。道路等)については、原則として申請者の責任(負担)で行うこととする。
- ⑦優良田園住宅建設にあたっては、住宅建設後の田園住宅としての事項の遵守及び環境・景観 の維持・管理について、売却ならびに相続が発生した場合においても所有者・居住者の責任 を持って継続が図れるように対処していくものとする。
- ⑧この基本方針は、社会経済。地域状況に変化が生じ、実態に沿っていないと村長が判断した場合には、県知事と協議し変更を行う。

付則

この基本方針は、令和*年*月*日から施行する。

- ○住環境の整備に係る支援措置(社会資本整備総合交付金等の基幹事業)
- ・地域住宅計画に基づく事業(地方公共団体が団地内の広場や集会所等を整備する場合、又はそれらの整備を行う事業者に対し助成を行う場合に要する費用の概ね45%を交付)

<参考>

- ○集落基盤の整備に係る支援(農山漁村地域整備交付金のうち、集落排水施設整備、集落道整備、 集落農園整備等)
- ・農業用用排水の水質保全や農村生活環境の改善に向けた施設の整備、また集落周辺の地域における農業生産性の向上を図るため、農業生産基盤の整備とその機能の発揮に不可欠な集落基盤の整備を一体的に実施(補助率:1/2等)。

8-3-5 市街化調整区域における優良田園住宅整備事例の確認

(1) 概要

今後の第六段階整備の検討の参考とするため、他自治体における優良田園住宅整備の事例を確認 した。

調査する事例は、本事業施行区域と同様に市街化調整区域内における優良田園住宅整備とした。沖縄県内で優良田園住宅を整備した実績がみられなかったため、県内において市街化調整区域内の優良田園住宅整備事例が多い、静岡県の自治体及び事業者をヒアリング対象とした。

静岡県内における優良田園住宅整備の事例として、次の事例が確認できた。

No.	自治体名	名称	地区、計画名	対象地、面積	開発許可年月日·番	
					号等	
1		三島市塚原新田 優良田園住宅「桜 郷里」	静岡県三島市、塚原新田優良田園住宅地区計画	市街化調整 区域、約 3.5ha		
2	三島市	三島市大場 あこう田園	静岡県三島市、 大場赤王優良 田園住宅地区 計画	市街化調整 区域、約 1.1ha	三島市指令第40号 三島市指令第656号	
3		三島市優良田園 住宅箱根西麓ニ ュータウン プラス フィールズ分譲地	静健三島市、市 山新田優良田 園住宅地区計 画	市街化調整 区域、約 0.5ha		
4	小山町	The Day Village Fuji OYAMA	静岡県小山町、	市街化調整 区域、4.9ha	平成29年7月7日 小 都計第1-3号	

表 8-9 静岡県内の市街化調整区域における優良田園住宅整備の事例

市街化調整区域における優良田園住宅整備に対しては、事業のフローやスケジュールのほか、都市計画法(以下「法」という)に基づく開発許可制度上の課題が想定されることから、各自治体の開発許可事務所管課に対して書面でヒアリングを行った。なお、ヒアリング依頼の電話の際、法第34条該当号等を簡潔に聞き取っている。書面ヒアリング実施概要及び依頼先は次のとおりである。

表 8-10 自治体ヒアリング概要

照会期間	令和5年3月14日~3月22日12:00		
回答方法	ワードファイルに記入し、電子メールで提出		
照会事項	・優良田園住宅整備の全般について		
	・優良田園住宅整備における開発許可制度上の論点について		
	・その他		

表 8-11 自治体ヒアリング依頼先

No.	自治体名	照会先部局名	連絡先	
1	二自击	都市計画課歴史・まちづくり係、	歴史・まちづくり係:055-983-2631	
1 三島市	土地対策係	土地対策係:055-983-2632		
2	小山町	都市整備課都市計画班	0550-76-6104	

また、優良田園住宅整備に必要な土地の確保に際しては、地権者の合意形成が必要になる。実際に優良田園住宅を整備する事業者が土地確保を行うと考えられることから、地権者の合意形成方法について事業者に問い合わせを行った。なお、小山町の事例では、後述のとおり町自身が事業主体となり、用地取得を行ったことから、三島市の事例にかかわった事業者を問合せ対象とする。

表 8-12 事業者ヒアリング依頼先 (三島市分)

No.	企業名等	連絡先	対象地区
1	一般財団法人住宅生産振興財団	03-5733-6733	塚原地区
2	加和太建設株式会社	055-987-5501	大場地区
3	臼幸産業株式会社	0550-76-1200	市山地区

第9章 自治会及び村民への意見聴取の実施

9-1 自治会への情報発信の実施

9-1-1 本事業概要の説明パネルの常設展示の実施

自治会役員等の協議の結果、地域住民への本事業の情報発信及び共有に向け、事業概要を整理した説明パネルを常設展示することを合意した。

設置場所等の概要を以下に示す。

実施時期:3月20日~

実施場所: 荻道公民館、大城公民館

掲示内容:「農を活かした健康・福祉の里づくりに向けた推進事業」の周知・意見聴取



図 9-1 事業概要の説明パネル設置風景 (荻道公民館)



図 9-2 事業概要の説明パネル設置風景 (大城公民館)

9-2 村民への意見聴取の実施

9-2-1 村民向け情報発信の実施

村民向けの本事業に関する情報発信として、村役場ホールにて説明パネル展示を実施した。 設置場所等の概要を以下に示す。

実施時期:3月17日~24日

実施場所:北中城村役場1階ロビー

掲示内容:「農を活かした健康・福祉の里づくりに向けた推進事業」の周知・意見聴取



図 9-3 事業概要の説明パネル設置風景(北中城村役場)

9-2-2 情報発信に係る今後の展開

本事業に関する情報発信の結果、本事業区域に隣接する沖縄三育小学校から本説明パネルの常設展示の相談があった。

沖縄三育小学校の児童及び父兄は、将来的な本事業区域の各事業への参画が期待できる対象であるため、積極的な情報発信(説明や資料掲示対応)が望まれる。また、将来的には、村内他自治会等からも問合せがあった場合、即応できるよう説明パネルの貸出や出前講座等の仕組みについても検討が必要である。

9-3 第六段階整備区域の地権者説明会の実施

9-3-1 第六段階整備の地権者説明会の概要

本事業区域のうち、農業振興地域の除外等にかかり、地権者意向等の把握が望まれる第六段階整備区域の地権者を対象に事業概要等の説明会を実施した。

実施概要を以下に示す。

実施時期:3月20日 実施場所:荻道公民館

説明内容:「農を活かした健康・福祉の里づくりに向けた推進事業」の周知・意見交換

参加人数:11名

※第六段階整備区域地権者数:32名



図 9-4 地権者説明会の開催風景(荻道公民館)

9-3-2 第六段階整備の地権者説明会の実施結果

第六段階整備の地権者説明会での主な協議結果を以下に示す。

住:第六段階整備の実施時期の見通しはどれくらいか。

村:今後、第六段階整備区域の整備事業者を選定していくこととなるため、現時点では具体的な時期は決まっていない。現状、事業を進められる区域から進めており、第一段階・第二段階事業者は決定しており、第三段階の事業者は今年度末に決定予定である。

住:地権者として本事業にどのように関わればいいか。

村:第六段階整備で想定している優良田園住宅制度について、制度活用の詳細等が提示できるようになったら再度説明会を開催し、内容の周知や実施に向けた意見交換をお願いしたい。

住:本事業実施に際して、事業用地の確保は売買か賃貸か。現在事業化に向けて進んでいる事業 区域の方法を共有いただきたい。

- 村:第一及び第二段階は、賃貸借で進めている。ただし、これは各段階整備区域における事業者 と地権者の協議により決定することになるため、第六段階整備区域については、事業者が決 定後調整することとなる。
- 住:第六段階の事業実施者は、どのような主体になるのか。
- OC:建設関係の会社で、街区単位での整備を実施できるハウスメーカーや建設会社が想定される。土地の確保や整備後の地権者の権利調整は、選定された事業者と権利者のやりとりで方針が決まってくる。事業者も村の計画なので、村が適正を審査したうえで選定し、協議することになると理解してほしい。
- 住:現状は、畑だが住宅が建てられるようになると解釈した。個人が畑を使いながら住宅を建て られるのか、土地を一度住宅メーカーに渡さないといけないのか。
- 村:農振農用地という規制がかかっているので、単純に家が建てられないのが原則である。計画 に則った方法をとることで、農業振興地域の除外がみえてくる。個別の土地利用の相談はあ るかもしれないが、計画に基づいた一体的な方向性が示せないと農業振興地域の除外は難し いと思われる。
- 住:農業をするのは退職してからはじめたので、土を少しずついじってやっと野菜が取れるようになった。それを借り上げられるとなると、土壌を改良する夢がなくなってしまう。畑を工夫してやっているのに、それ以上やる必要があるのか。畑を楽しみにしているのに、手放すことはしたくない。
- 村:事業区域は地権者の場所であるので、土地に対する思いがあるのは理解する。農業に携われる場所として市民農園を第四段階に整備予定であり、交換分合といった制度を活用し農業を続けられるような対応も検討している。
- 住:那覇市から畑作業に通っている。市民農園だと一区画が小さなものになるのでは楽しみがな く、大きな土地でいろいろな品目を植えて収穫し、友人に配布している。
- 村:第六段階整備区域は、東地区と西地区の2箇所あり、地番を教えてもらえれば場所がわかる。西側が先行して進めたいエリアで、東側は10年後になるかもしれない。
- 村:次年度夏に第三段階も進展するので、また声掛けしたい。周辺の土地所有者にも声をかけてほしい。

第10章 本事業隣接地域関係者への意見聴取の実施

10-1 県営中城公園・中城村との連携に関する情報収集

10-1-1 県営中城公園との情報収集

県営中城公園の取組みや本事業との連携等について情報収集を行った。 情報収集結果を以下に示す。

<公園整備の概要>

- ・県営中城公園 (総面積約 98.8ha) は、沖縄県が平成 8 年度に策定した「中城公園基本計画」 に基づき整備が進められている。
- ・農を活かした健康・福祉の里づくりに向けた推進事業と隣接する地区は、「自然学習エリア」 及び「自然共生エリア」、「生態圏エリア」に位置付けられる。
- ・「自然学習エリア」では、駐車場を配置するとともに、管理事務所のほか農園の広場や風土の 広場等の創出を図ることとしている。また、中城城跡からの眺望景観に配慮し、マーチュー モー(松林の原っぱ)、ターブックァ(田)、ハル(畑)といった集落の風景を創出すること としている。
- ・「自然共生エリア」では、駐車場を設けるとともに、多目的広場を整備し、ファミリーや団体客 のレクリエーション活動、野外イベント等に対応できるようにします。また、斜面を利用した芝 広場をつくり草スキー等多様な野外レクリエーション活動へ対応することとしている。
- ・「生態圏エリア」では、上流周辺の緑地について人の入れないサンクチュアリゾーンとして位置 付け、生態の完全な保全と鳥類の自由な生活の場とするとともに、ダムは現況保全を基本とし、 周辺に園路をめぐらし、生態系鑑賞が安全かつ快適に行えるようにすることとしている。



図 10-1 中城公園ゾーニング計画(抜粋)

引用) 県営公園中城公園パンフレット (平成 25 年 3 月) より関係箇所抜粋し加筆

<本事業区域に関連する取組み状況>

- ・農を活かした健康・福祉の里づくりに向けた推進事業と隣接する自然環境ゾーンでは、キャンプ場や農園整備の計画がある。
- ・本公園内で計画されているキャンプ場は、「自然共生エリア」で整備を進めており、令和 6 年度には供用開始を予定している。現在、炊事場は整備済みで、一般的なテントによるキャンプができる区画を整備している。
- ・本公園内で計画されている農園は、「自然学習エリア」での整備を予定している。整備予定地は、中城城址からの眺望が期待できる場所で、農村景観形成の観点で設置を予定している。なお、設置場所は、中城ダムの下流にあたるため、中城ダムの耐震補強工事が終わる令和7年度以降の整備を予定している。利用イメージは、自家消費用や学習用の農園を想定しており、今後農を活かした健康・福祉の里づくりに向けた推進事業とのすみ分けを調整したいと考えている。



図 10-2 中城公園計画図 (中城公園基本設計ゾーン及びエリア区分図) (抜粋) 引用) 県営公園中城公園パンフレット (平成 25 年 3 月) より関係箇所抜粋し加筆

<中城ダムの取組み>

- ・中城ダムは、昭和29年に農業用ダムとして整備されたアースダムである。
- ・現在は、ダム機能はなく、水質・底質ともに有機汚濁が進行している。
- ・現在、提体の耐震改修に向けた実施設計を進めており、令和5年度には完了する見込みである。その後、補強工事に着手し、令和6年度には完了を予定している。
- ・現状、ダムを中心とした水系としての機能が弱く、水が循環していないため、水質が非常に 悪い状態である。そのため、将来的な利活用においても水面を使ったアクティビティ等は難 しいと考えている。現計画では、周囲に園路整備し、散策をする想定である。
- ・水質の改善に向け、薬剤投与等の対応も考えているが、根本的な課題解決ではないこと、周 辺への影響を考え、水の供給源を増やすなど水循環を回復させるといった別の対策について も検討したいと考えている。
- ・ダム湖面利用や導入機能について、今後県及び村の担当者で協議をしたいと考えている。

10-1-2 中城村及び北中城村の共同まちづくりに係る情報収集

中城村及び北中城村の共同まちづくりに係る現在の検討状況について情報収集を行った。 情報収集結果を以下に示す。

- ・中城村・北中城村共同まちづくりは、令和4年度に第2回委員会を開催し、「中城村・北中城村共同まちづくり計画(素案)」について議論をしている。なお、第3回委員会は、令和5年度6月頃を予定しており、計画案をとりまとめる予定である。
- ・本計画では、計画期間を2023(令和5)年度~2033(令和15)年度の10年間としている。
- ・共同まちづくりの方向性として、「歴史薫る健康で心豊かな暮らしが出来るまち 中城村・北 中城村~中城城跡を中心に東海岸全体へ活力広がる共同まちづくり~」を位置付け、4つの 将来像を設定している。

将来像	内 容
歴史・文化・自然資源を活用	・中城城跡を核に両村の歴史・文化・自然資源が活用され
したまちづくり	るとともに、県内の世界遺産と連携したまち。
安全・安心で住み続けること	・あらゆる世代の人が安全・安心に住み続けることができ
ができるまちづくり	るとともに、新たに住みたい人を受け入れることができ
	るまち。
地域の交流性を高めるまちづ	・地域内外を自由に移動することで、住民生活や観光、経
< b	済活動の交流が活発に行われるまち。
地域産業が躍動するまちづく	・地域産業の強化、新たな産業の創出が図られる東海岸地
ŋ	域の産業を担うまち。

・まちづくり計画(素案)では、農を活かした健康・福祉の里づくりに向けた推進事業を「農業・福祉連携拠点」と位置付け、土地利用の方針に反映している。

エリア区分	内 容
農業・福祉連携拠点	・基幹産業である農業を最大限活かすため、耕作放棄地の解消
	に向け、賑わいのある地域活力の創出や積極的な健康長寿・
	食農対策に資するための拠点 。

- ・将来像の実現に向けた先導プロジェクトでは、「農を活かした健康・福祉の里づくりに向けた 推進事業」を「地域産業が躍動するまちづくり先導プロジェクト」と位置付け、「①地域産業 拠点の形成(中城公園に隣接して基幹産業である農業を活かすための拠点形成)」を進めるこ とと整理されている。
- ・共同まちづくり計画では、中城公園及び中城城跡を交通結節点の中心に位置付けているため、隣接する本事業区域においても公共交通等との連携について検討することが望まれる。

第11章	役場庁内及	び関係機関	との意見	聴取等の実施
V				

11-1 役場庁内及び関係機関との調整と意見等の反映

11-1-1 農業振興地域の見直しに関する関係部局調整

農業振興地域の見直し等について県所管課と意見交換を行った。 意見交換結果を以下に示す。

<沖縄県農政経済課調整:令和4年12月20日>

1. 第六段階整備について

- ・第六段階整備は、優良田園住宅制度による区域指定にて進める予定である。村として基本方 針案は作成しており、今後地権者等との調整の上、具体化を進める予定である。
 - → (県) 本地区の農業振興地域の除外は、地権者一人ひとりから同意を得る予定か。
 - → (県)優良田園住宅制度を活用した除外の適用条件(基本方針作成時または実施計画時等)は、確認しておく。

2. 事業区域全体について

- ・各段階整備について、全て農業振興地域を除外する必要があるかを検討してほしい。例えば、第 二段階や第三段階の事業区域のうち、一部農地を残すといった対応が可能か知りたい。
 - → (村) 農業振興地域の除外申請は、第一~第三、第六段階整備(西地区)全てで申請する 予定である。
 - → (村) 本事業による施設整備や運営は、民間事業者により実施することを予定している。 各段階整備の事業者選定においては、民間事業者の計画の自由度もある程度認める 対応を取っているため、事業区域内で農地を残す等については、各段階整備の事業 者と調整する必要がある。

3. 除外時期について

- ・農業振興地域の除外は、端部から実施することが原則となる。そのため、第六段階整備(西地区)を早急にまとめる必要がある。既に着手している地区の民間事業者と除外の時期の見通しについて調整しておく必要がある。
 - → (村) 村として対応方針を検討する。

11-1-2 開発許可に関する関係部局調整

開発許可手続きを所管する県所管課と意見交換を行った。 意見交換結果を以下に示す。

<沖縄県建築指導課調整:令和4年12月27日>

1. 第一段階整備区域

- ・本地区の主たる用途は、ICTを活用した施設園芸(水耕栽培)であり、その電力供給として、 バイオガス発電設備を導入する予定である。
 - → (県) バイオガス発電による発電量はどの範囲をカバーする予定か。
 - → (事) 現計画段階では、第一段階整備区域のみを対象とした規模である。
- ・本地区は農業生産を主とした施設整備であるため、法34条4号相当か開発許可不要となる場合も想定される。

- → (県) 事業者は各基準のチェックを進め、次回打合せで方向性を協議する。
- ・本地区の接道は、既存の農道であり 43 条許可を想定している。現在、中部土木事務所と協議中である。
 - → (県) 敷地面積によっては、開発許可不要等の窓口が中部土木事務所となるため、敷地規 模等を整理して、次回打合せで報告いただきたい。

2. 第二段階整備区域

- ・第二段階整備区域は、現在事業計画の見直し作業中であり、「農山漁村振興交付金(農山漁村 発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション等整備事業(定住促進対策型、交流 対策型))」の活用に向け、県所管課と調整中である。
- ・第二段階整備区域は、第一段階整備区域と連担しているため、開発許可の手続きの際に一体的な開発区域として判断されることも想定される。その場合、立地基準・技術基準等が第一段階整備区域も含めた評価となるため、先行して整備する第一段階整備区域も開発許可の基準を満たすような水準で整備しておく必要がある。
 - → (県) 事業者は、技術基準等を確認し、第一段階整備区域及び第二段階整備区域の工区を 明確に整理しておくこと。
 - → (県) 第二段階整備の開発許可に関する申請は、第一段階整備の完了検査後になると考えられる。

3. 第六段階整備区域

・第六段階整備においては、村として基盤整備(地区内道路)を実施するのか検討すること。

4. 今後のスケジュール

・1月に現地確認及び本日の検討内容の進捗を踏まえた協議を実施する。

<沖縄県所管課調整:令和5年1月16日>

1. 全般的な検討事項

- ・各段階の事業者選定前に精査できる論点と事業者選定後でないと精査できない論点を仕分 け、それぞれどの段階まで条件設定をすることができるか検討していくことが必要である。
- ・都市計画法(以下、「法」)第34条第14号該当とする用途がある場合、各段階の事業者が事業提案をした後に、開発審査会に諮問できなくなることがないよう、整備段階ごとに丁寧な対応が必要となる。
- ・事業提案を求めている一方、開発審査会への諮問や許可が見通せない中で、公募に応じる事業者がいるか懸念がある。
- ・法第34条第14号に該当する用途は、原則国開発許可制度運用指針に掲げられている用途に限定している。開発審査会には、あらかじめ県が諮問しても差し支えないと判断した案件のみを付議している。
- ・グリーンツーリズムの観点はあるものの、観光の要素が含まれると計画地周辺の市街化調整 区域以外からも人を呼び込むことになり、市街化調整区域で行う事業の範囲を超えてしまう ので、理由の整理が必要となる。
- 長期にわたる調整が見込まれるので、県と村で適宜事務を引継ぎ、継続的に情報交換・共有を行う。

2. 第二段階整備区域

- ・農家レストラン・直売所については、店舗等は敷地面積が800㎡超になることから法第34条第1号には該当しない。なお、社会福祉施設については法第34条第1号における敷地面積の制限はない。
- ・第二段階整備内容は開発許可制度運用指針に掲げられている用途との関連性がないため、開 発審査会に諮問する理由を個別に整理する必要がある。
- ・現在の検討状況では開発審査会への諮問理由の整理は不十分であり、村及び事業者側で諮問 理由を整理する必要がある。諮問理由を整理してから県と調整を行う。

3. 第五段階整備区域

- ・法第34条第2号の運用は、緩和した際の影響を考慮し、県は厳格に運用している。
- ・グランピング施設を法第34条第2号該当と判断することは、同号に基づく許可のハードルを 下げることにつながりかねないと県では考えている。

4. 第六段階整備区域

- ・村では、第六段階整備事業者選定の公募には、区域内道路の整備も含めることを想定している。
- ・県は、市街化調整区域では道路築造を伴う宅地造成を認めていない。また、道路は事業者が 築造する場合、村に帰属することを求めることが想定される。
- ・県は、開発許可申請のタイミングは、調整の余地はあるものの原則区域内道路の供用開始後 を想定している。
- ・区域内道路は建築基準法上の道路であることが必要である。

5. スケジュール

- ・農振除外後に農地転用許可申請を行い、農地転用許可申請が受理された旨の書面を添付して 開発許可申請を行う。
- ・開発許可は農地転用許可後に行う。開発許可と農地転用許可の間はそれほど空かない。
- ・開発審査会は年に2~3回開催しており、それぞれ6~8月、11~12月、2~3月に開催している。
- ・法第37条の承認は、自己業務用を含めて自己用の場合は認めている。第六段階は非自己用と解されるため、法第37条承認を得ることはできない。
- ・開発許可申請から許可までは、開発行為の規模にもよるが 45~75 日が目安となる。ただし、 法第 34 条第 14 号に基づく許可の場合は、この限りではない。
- ・完了検査から検査済証交付までは、検査後1~2週間程度である。ただし、現場の是正が必要な場合には、変更許可等に要する期間が追加となる。

11-1-3 荻道・大城地区におけるまちづくり等の取組み状況に関する関係部局調整

本荻道・大城地区におけるまちづくり等の取組み状況について村建設課と意見交換を行った。 意見交換結果を以下に示す。

<北中城村建設課:令和4年10月21日>

- 1. 第三段階整備(約 1.5ha、病院施設立地)に向けた事業用地の諸条件について
- ・第三段階整備事業者の選定に向けた敷地活用条件として、既指定内容の運用等を確認した。
- ・現在当該用地では、市街化調整区域及び農業振興地域(解除に向けた協議中)、景観条例に基づく重点地区の指定がある。

- ・景観条例で定めた内容については、建築計画を踏まえ総合的に判断する方式である。そのため、基準に不適合があった場合、その代替措置等による対策等の有無も評価の対象となる。例 えば、過去事例として、中城北中城消防署の訓練施設は、高さ制限以上の高さになっている。
- ・建築計画の審査に際しては、景観審議会を組成する必要がある。
- ・建築審査会は、県所管課主催となる。第三段階整備に係る建築計画を諮る場合、景観審議会または建設課の所見を添付することが考えられる。
- ・景観条例の基準を超えた施設を計画する場合、北中城村としての方針(農を活かした健康・ 福祉の里づくり事業の目的実現)が必要である。方針達成に向け、どういった代替措置を講 じるかとかの整理が必要である。
- ・第三段階整備の施設計画として、「絶対高さの制限:3階以下かつ12m以内」がある場合、地階を設けるといった対応もできるのではないか。当該地域は、世界遺産(中城城跡)からの眺望への配慮が必要な地域であるため、世界遺産(中城城跡)からの施設の見え方として、屋上部の太陽光発電設備の設置の取扱いとかは検討が必要である。
- ・景観条例における現在の基準は、村落部の景観に関する規定であるため、当該用地への適用 については、北中城村としての方針との調整が必要である。

2. 農振除外後の市街化調整区域への地区計画指定について

- ・農業振興地域の解除後の良好な環境維持に向けた対応として、市街化調整区域における地区 計画指定を検討している。
- ・地区計画の策定は、検討着手から指定まで住民合意形成等を実施するなど相応の時間を要する。
- ・農業振興地域除外と地区計画検討を同時並行で進める必要がある。
- ・地区計画等を定める場合、当該地域のインフラ整備(雨水排水・下水等の処理施設)の位置 づけや整備主体、必要容量を整理する必要がある。
- ・農業振興地域除外と地区計画指定は同時になるような時間差を設けた対応が可能かを確認する。

3. その他

- ・現若松病院の跡地利用は、明確な計画はないとのことだが、第三段階整備区域の地権者との 用地交換等での活用を検討されているとのこと。
- ・第二段階整備地区の地権者への訪問は、電話や書面では回答が得られないため、基本飛び込 みとなっている。
- ・10月中には、県担当課と意見交換を実施する。そのため、次回調整は、その結果を踏まえ日 程等を調整する。

	- <i>A</i>	*** *** ***	د ا الـ الـ د	7 <i>fet</i> e 1 0		- ^	
弗12 早	各段階	登偏の変	≛抄 状》	で表にほ	ଷ୍ଟ ବିଶ	安貝 云(り 開催

12-1 検討委員会

12-1-1検討委員会の開催概要

今年度の委員会において、意見交換を行った事項を以下に示す。

表 12-1 検討委員会の開催概要

	実施概要
	① 委員会の進め方の確認 ② 北中城みらいづくりと事業概要の説明 ③ 今年度の取組み内容の報告 ・第一及び第二段階整備の現状報告(EM研究機構(オブ ザーバー)報告)
第1回(3月)	 ・第四段階整備以降の検討成果 ・将来的なエリアマネジメントに向けた検討 ④ 意見聴取 ・第三段階整備事業の提案内容に関する意見交換(若松病院による提案説明) ⑤ 今後の予定



図 12-1 検討委員会の開催風景

第13章 事業内容の住民等への説明資料及び報告書の 作成

13-1 事業内容の住民等への説明資料の作成

13-1-1 事業内容の住民等への説明資料の基本的な考え方

村民等への事業内容の周知に係る資料作成は、事業全体の理解醸成に向け、各段階整備の事業内容やスケジュールについて周知するため、ポスター等の大判印刷や配布資料としても活用な体裁で作成した。また、本事業区域に係る理解促進のため、事業区域の空撮結果も説明資料に追加した。さらに、第一段階整備については、具体的な施設整備内容が整理されてきたことから事業概要に関する説明資料を追加作成した。

説明資料に記載すべき事項を整理した結果を以下に示す。

1. 事業の全体像

・本事業実施に至った経緯及び事業目的を整理

2. 事業テーマ

- ・本事業で実施するテーマや実施内容、導入施設(案)を整理
- 3. 村計画の中での位置づけ・事業対象地
 - ・村上位関連計画での位置づけや本事業の整備対象地を整理
- 4. 整備方針・整備概要
 - ・本事業の整備対象地の法規制及び段階的な整備概要を整理
- 5. 段階的な施設整備 (第一~第六) の方針
 - ・各段階整備における実施方針及び整備内容を整理
- 6. 周囲の関連する取組み及び今後の予定
 - ・隣接する県営中城公園との連携の考え方及び今後の事業スケジュールを整理
- 7. 事業区域空撮
 - ・事業区域の空撮を写真を基に、各段階整備区域を整理
- 8. 第一段階整備の整備内容
 - ・第一段階整備として実施する事業内容及び施設概要、整備スケジュール等を整理
- 9. 第一段階整備の施設配置パース
 - ・第一段階整備として整備する各施設のレイアウト及びイメージパースを整理

13-2 報告書の作成

前項までの各種検討や作成成果について、本報告書にとりまとめた。

第14章 本事業地区全体のグランドデザインの共有及び事業者の誘導

14-1 本事業地区全体のグランドデザインの作成

14-1-1 グランドデザインの基本的な考え方

昨年度整理した地区全体の方向性及び施設整備に関するデザインコード等の検討成果を踏まえ、グランドデザインの構成を検討した。

グランドデザインに記載すべき事項を整理した結果を以下に示す。

1. 背景

・本事業実施に至った経緯及び取組み状況を整理

2. 現況の整理

本事業地区の周辺状況等を整理

3. 事業の基本方針

・本事業の目標像及び基本方針を整理

4. 事業の全体像

・基本方針を踏まえた取組みの方向性、各方向性の具体的内容を整理

5. 段階的な施設整備の方針

・土地利用規制や地権者意向等を踏まえた本事業地区の段階的な整備の考え方を整理

6. 施設整備の基本方針

・本事業地区における施設整備に際して配慮すべき観点を整理

7. デザインコード

・本事業地区における施設整備に際して配慮すべき事項を整理